

業務規程第 96 条の 2 の規定に基づく
混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの
実施に関する手続等について

2024 年 12 月 5 日

電力広域的運営推進機関

目次

1. 混雑緩和プロセスの概要.....	1
1. 1 混雑緩和プロセスとは.....	1
1. 2 混雑緩和プロセスに参加できる電源.....	2
1. 3 混雑緩和プロセスが適用できる送電系統.....	3
1. 4 混雑緩和プロセスの運営等.....	4
1. 5 混雑緩和プロセスにおける増強工事について.....	4
1. 6 混雑緩和プロセスのフロー.....	5
1. 7 混雑緩和プロセスの留意事項.....	5
2. 事前照会の申込み.....	7
2. 1 混雑緩和希望者による事前照会の申込み.....	7
2. 2 事前照会の受付.....	8
3. 事前照会の回答.....	9
3. 1 事前照会に対する検討の実施.....	9
3. 2 事前照会の回答.....	9
4. 概要検討の申込み.....	11
4. 1 混雑緩和希望者による概要検討の申込み.....	11
4. 2 概要検討の受付.....	13
5. 概要検討の回答.....	15
5. 1 概要検討の実施.....	15
5. 2 概要検討の回答.....	16
6. 混雑緩和プロセスの開始申込み.....	18
6. 1 混雑緩和希望者による混雑緩和プロセスの開始の申込み.....	18
6. 2 混雑緩和プロセスの開始申込みの受付.....	20
6. 3 混雑緩和プロセスの開始公表等.....	22
6. 4 混雑緩和プロセス開始後の手続き.....	22
7. 追加混雑緩和希望者の募集.....	23
7. 1 募集開始.....	23
7. 2 概要検討結果に関する情報の提供依頼等.....	23
7. 3 概要検討結果に関する情報の提供.....	23
7. 4 追加混雑緩和希望者の応募.....	24
7. 5 追加混雑緩和希望者の応募受付.....	26
8. 募集結果の通知及び工事費負担金補償契約の締結.....	28

8. 1 募集結果を踏まえた工事費負担金の算定等	28
8. 2 募集結果の通知	29
8. 3 工事費負担金補償契約	29
9. 混雑緩和プロセスにおける契約申込みに対する回答（詳細検討の回答）	32
9. 1 契約申込みに対する検討（詳細検討）の開始	32
9. 2 契約申込みに対する検討（詳細検討）の実施	32
9. 3 契約申込みに対する回答（詳細検討の回答）	34
10. 工事費負担金契約	36
10. 1 工事費負担金契約の締結	36
10. 2 工事費負担金	36
10. 3 工事費負担金を支払わない混雑緩和希望者等が発生した場合の手続き等	37
11. 混雑緩和プロセスの成否と完了	38
11. 1 混雑緩和プロセスの成否と完了	38
11. 2 混雑緩和プロセスの完了の公表	38
12. その他	39
12. 1 混雑緩和プロセスの中止について	39
12. 2 混雑緩和プロセス実施中の系統アクセス業務について	39
12. 3 辞退の手続きについて	40
12. 4 工事完了後の工事費負担金及び補償金の精算について	41
13. 本書に記載のない事項について	42

別紙

別紙 1 混雑緩和プロセスの標準的なフロー

別紙 2 事前照会申込みに当たっての混雑状況の把握（公表情報の参照例）

別紙 3 他の混雑緩和プロセスの影響により申込みを受け付けられない場合

別紙 4 混雑緩和プロセスにおける増強工事の考え方

別紙 5 「一般送配電事業者が受益すると評価できる範囲」が明確である事例

別紙 6 負担可能上限額の最低値の考え方

別紙 7 混雑緩和プロセスの開始時及び募集開始時に公表する内容について

別紙 8 負担可能上限額の取扱い

本書は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程第96条の2の規定に基づく「混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」という。）」の実施に関する手続、その他同プロセスを円滑に運営するために必要となる事項についてまとめたものである。なお、本書で使用する用語は特に定義しない限り、電気事業法並びに本機関の定款、業務規程及び送配電等業務指針における用語と同一の意味を有するものとする。

1. 混雑緩和プロセスの概要

1. 1 混雑緩和プロセスとは

- 系統連系希望者は、ローカル系統へのノンファーム型接続適用により、系統混雑時の出力制御を前提に、系統増強を待つことなく連系が可能となっている。なお、系統増強については、一般送配電事業者及び配電事業者が費用便益評価¹を基に系統増強の実施を判断することとなっている。
- 混雑緩和プロセスとは、一般送配電事業者及び配電事業者の費用便益評価を基に増強実施の判断がなされなかった²ローカル系統に対して、混雑緩和希望者の提起により系統増強を行うプロセスであり、増強対象区間に連系する追加混雑緩和希望者を募り、増強工事を進めることを基本とする。

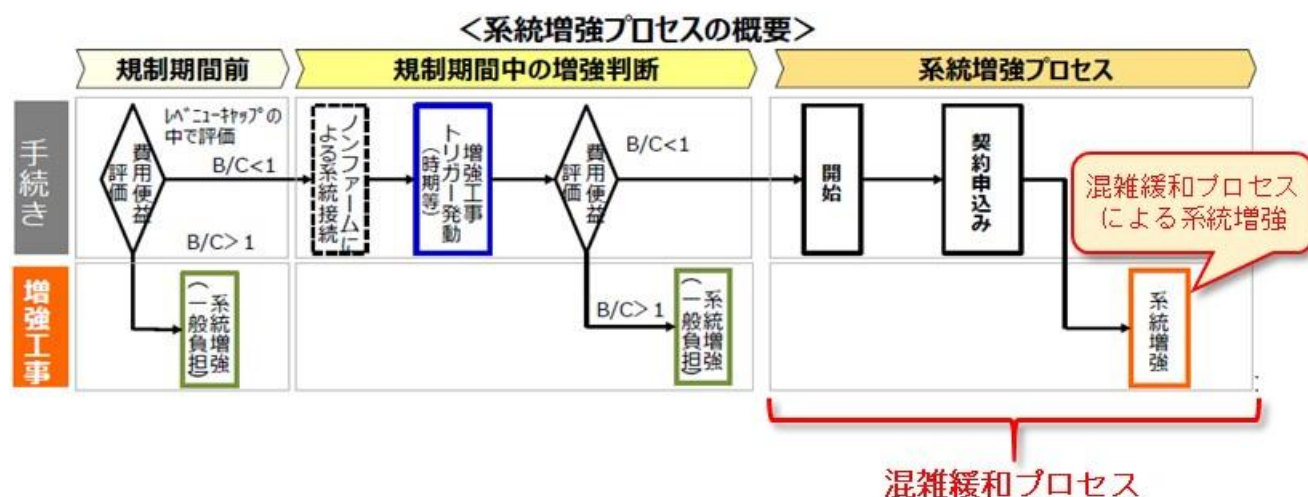


図1. 混雑緩和プロセスの位置づけ

（第45回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料より抜粋、一部追記）

- 1：発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（以下「費用負担ガイドライン」という。）の「5. 増強等の計画によるローカル系統の増強等に係る費用負担の在り方及び増強規律」に記載の費用便益評価
- 2：費用便益評価の結果、増強による便益（B）が費用（C）を下回る（ $B/C < 1$ ）場合

1. 2 混雑緩和プロセスに参加できる電源

- 混雑緩和プロセスに参加できる電源（申込み又は応募ができる電源）は、ローカル系統又は高圧以上の配電系統（図2参照）に連系している電源のうち、ノンファーム型接続の契約を有する電源（ノンファーム型接続を前提とした連系承諾の通知を受けている未連系の電源を含む。）とする。

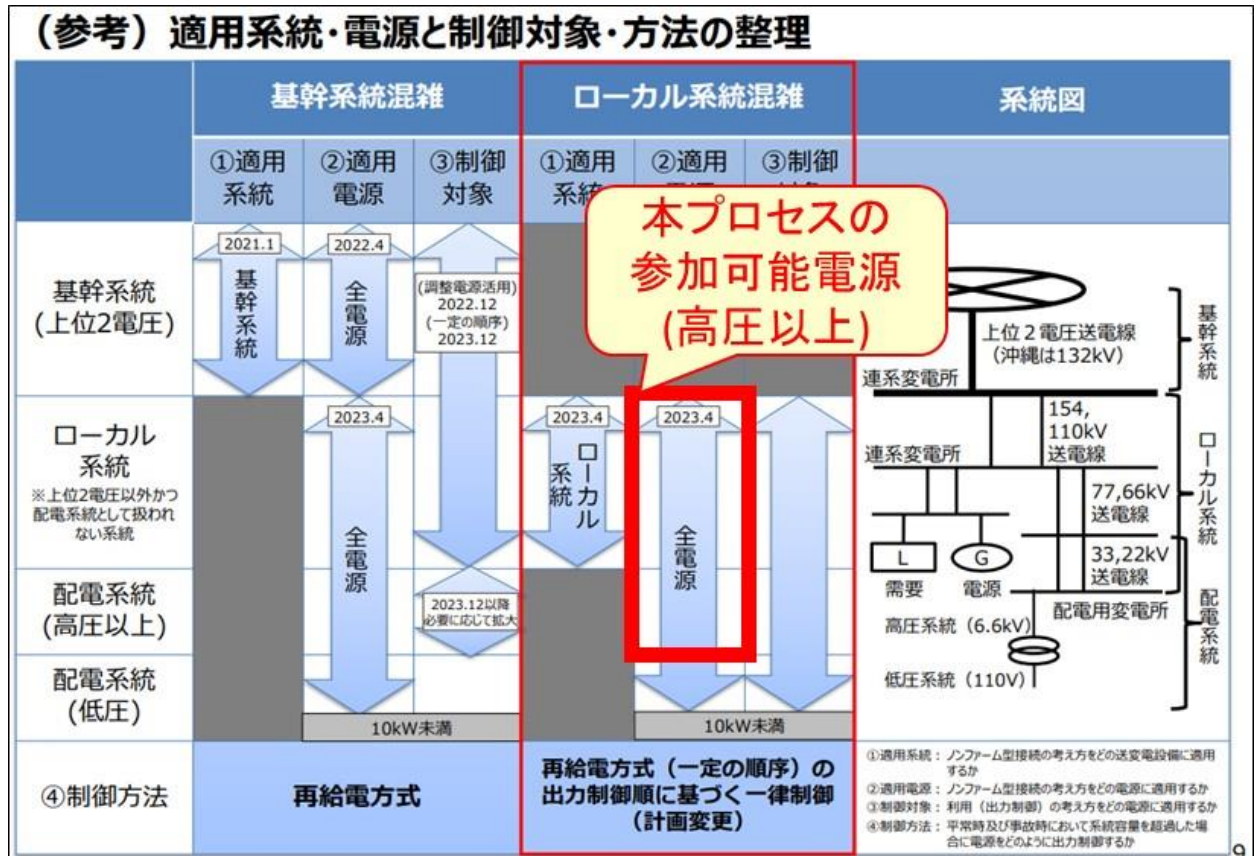


図2. 混雑緩和プロセスの参加可能電源

（第66回広域系統整備委員会 資料より抜粋）

1. 3 混雑緩和プロセスが適用できる送電系統

- 混雑緩和希望者が混雑緩和プロセスを提起できる送電系統（以下「混雑緩和プロセス適用可能系統」という。）は、混雑実績³のあるローカル系統とする。具体的には基幹系統⁴、配電用変圧器、特別高圧の配電設備及びアクセス線⁵を除く特別高圧の送電系統（図3参照）とする。

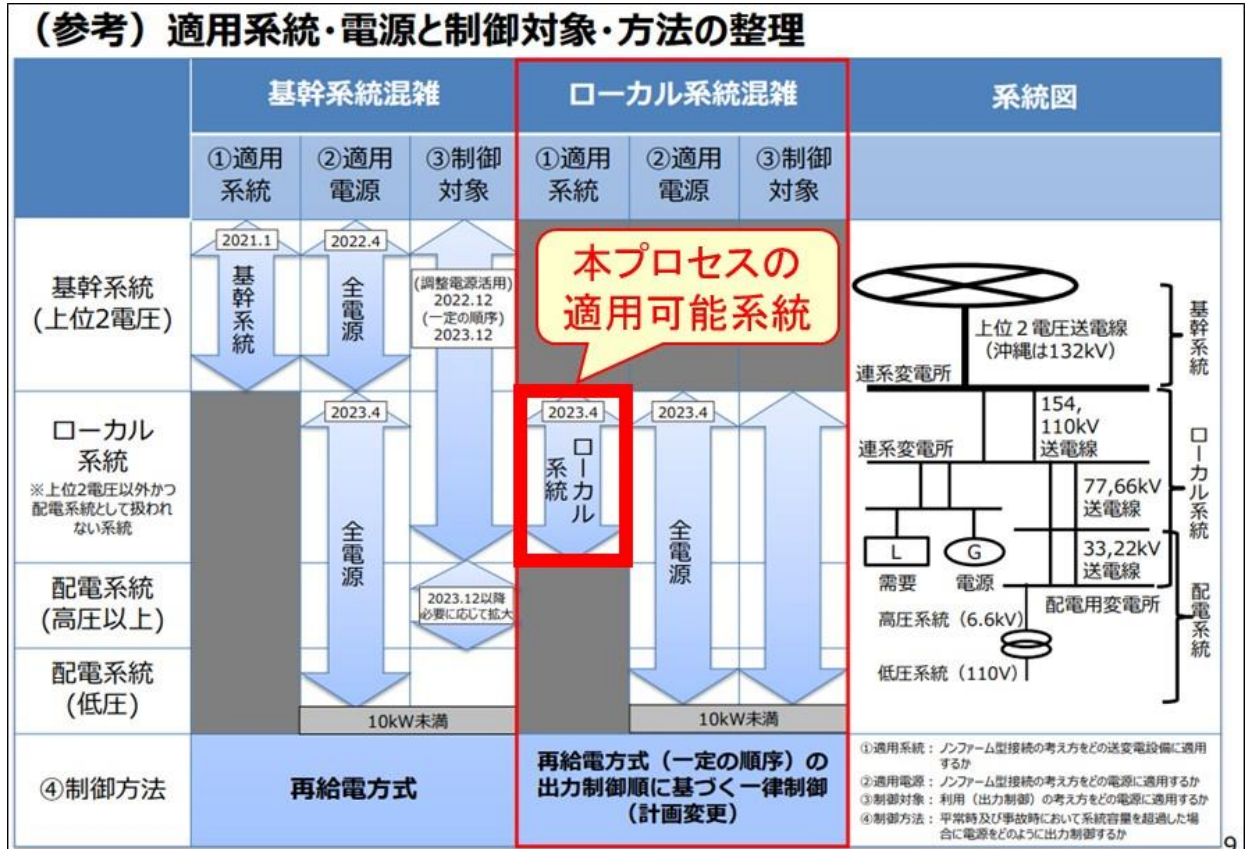


図3. 混雑緩和プロセス適用可能系統

（第66回広域系統整備委員会 資料より抜粋）

- 3：送配電等業務指針第153条の2に基づくローカル系統の混雑管理方法による出力制御の実績
 4：上位2電圧（ただし、沖縄電力については、132kVとする。）の送変電等設備（変圧器については、一次電圧により判断する。）
 5：発電設備等の設置場所から既設送電系統の連系点までの間に設置する設備

1. 4 混雑緩和プロセスの運営等

- 混雑緩和プロセス適用可能系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は混雑緩和プロセスを主宰する。なお、混雑緩和プロセス適用可能系統を複数の一般送配電事業者及び配電事業者がそれぞれ運用している場合は、一般送配電事業者及び配電事業者は混雑緩和プロセスを共同で主宰する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者が混雑緩和プロセスの窓口となる。なお、混雑緩和プロセスにおいて、複数の一般送配電事業者及び配電事業者がそれぞれ運用する送電系統に、混雑緩和プロセスへ参加可能な電源が連系している場合、一般送配電事業者と配電事業者は、窓口業務に関する分担を取り決めるものとする。
- 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和プロセスの実施に関して相互に協力しなければならない。

1. 5 混雑緩和プロセスにおける増強工事について

- 混雑緩和プロセス適用可能系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和プロセスにおいて増強工事⁶の対象を選定するに当たり、効率的な設備形成を志向して、個別の系統状況や混雑状況等を勘案しつつ、検討した案のうち、費用便益評価（B／C）が高い増強規模及び増強区間を選定することを基本とする。

6：特別高圧の送電系統へN－1電制装置（「流通設備の整備計画の策定（送配電等業務指針第55条関連）におけるN－1電制の考え方について」に基づき設置される装置）を設置することで運用容量を拡大する対策工事は、混雑緩和プロセスにおける増強工事の対象外とする。

1. 6 混雑緩和プロセスのフロー

- 混雑緩和プロセスのフロー概要は図4のとおり（標準的なフローについては別紙1参照）。

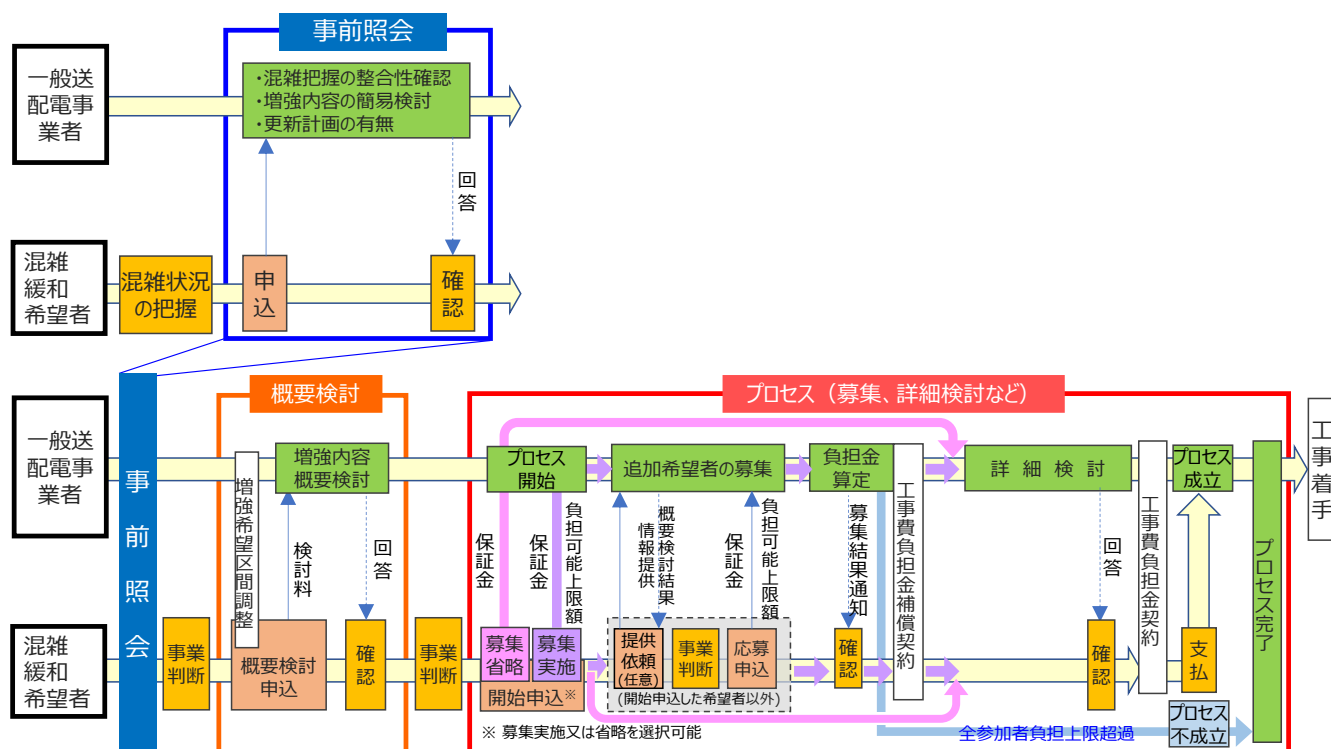


図4. 混雑緩和プロセスのフロー概要（一般送配電事業者が主宰及び窓口となる例）

1. 7 混雑緩和プロセスの留意事項

- 混雑緩和プロセスに参加した電源は、当該混雑緩和プロセスにより増強を行った系統においても、ノンファーム型接続として取り扱う（ファーム型接続への変更はない。）。
- 混雑緩和プロセスにより増強を行った系統において、系統混雑が緩和されたとしても、増強完了後の系統状況変化（需要の変化、他の電源の連系等）により、系統混雑の状況が変化する可能性がある。また、当該混雑緩和プロセスにより増強を行った系統において混雑に伴う出力制御を行う場合であっても、出力制御ルールにおける取扱いに変更はなく、当該混雑緩和プロセスに参加した電源が、参加しなかった電源より有利に取り扱われることはない。
- 混雑緩和プロセスに参加した電源は、当該混雑緩和プロセスによる増強を行わなかった他のローカル系統や、基幹系統の混雑に伴う出力制御を行う場合も、出力制御の対象となる。また、需給制約による出力制御の取扱いは変わらない。
- 混雑緩和プロセス適用可能系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和プロセスの開始申込みを行った混雑緩和希望者及び応募を行った追加混雑緩和希望者（以下「混雑緩和希望者等」という。）が、本機関の送配電等業

務指針又は本書に違反した場合その他当該プロセスの公平性又は透明性を阻害する行為等を行った場合は、当該混雑緩和希望者等を当該混雑緩和プロセスから辞退したものとして取り扱う。

- 一般送配電事業者、配電事業者及び本機関は、混雑緩和希望者等が提出した資料を混雑緩和プロセスの遂行及び当該混雑緩和プロセス完了後の系統増強工事以外の目的で使用してはならない。なお、同資料については混雑緩和希望者等へ返却しないものとする。

2. 事前照会の申込み

2. 1 混雑緩和希望者による事前照会の申込み

(1) 事前照会の申込みに当たっての留意事項及び条件

- 混雑緩和希望者は、連系先の混雑緩和プロセス適用可能系統において混雑緩和を目的に系統増強を希望する場合は、概要検討の申込みに先立ち、事前照会の申込みを行わなければならない。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合は申込みを行うことはできない。
 - ① 未連系の電源であって連系承諾の通知を受けていない場合
 - ② 基幹系統又は低圧の配電系統に接続している場合
 - ③ 混雑緩和プロセス適用可能系統又は当該系統の下位系統に接続していない場合
 - ④ ノンファーム型接続の契約を有していない場合⁷
- 混雑緩和希望者は、事前照会の申込みに当たり、混雑緩和希望者が連系する系統（送電線・変圧器）や、当該系統の混雑状況に関する情報について、連系承諾時の契約申込みに対する回答書の内容、一般送配電事業者及び配電事業者がウェブサイト上で公開している情報、一般送配電事業者及び配電事業者への情報提示の手続き等を通じて、事前に十分な状況把握を行い、事前照会申込書の必要事項を記入する（別紙2参照）。
- 混雑緩和希望者は、事前照会を行った混雑緩和プロセス適用可能系統において、混雑緩和希望者の出力制御順⁸を考慮した出力制御実績がある場合、混雑緩和プロセスによる系統増強が可能（概要検討への申込みが可能）となる。

(2) 事前照会の申込みに関する書類の提出

- 混雑緩和希望者は、混雑状況の把握を行った上で、事前照会の申込みに必要な書類を連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者に提出する。

(a) 提出書類

- 事前照会申込書

(b) 提出先

7：ただし、ローカル系統のノンファーム型接続適用前に、ローカル系統の増強費用を負担した場合は、ローカル系統のノンファーム型接続の展開に当たっての経過措置の対象となり、例外的な扱い（基幹系統に対してはノンファーム電源として取扱い、ローカル系統に対してはファーム電源と同様の取扱い）となることから、ノンファーム型接続の契約を有している場合でも④に該当するものとし、申込みを行うことはできない。

8：ローカル系統の混雑管理における再給電方式（一定の順序）の出力制御順

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者の窓口
(上記一般送配電事業者又は配電事業者はウェブサイトにおいて詳細を公表する。)

(c) 提出方法

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者が定める方法
(上記一般送配電事業者又は配電事業者はウェブサイトにおいて詳細を公表する。)

2. 2 事前照会の受付

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者から事前照会の申込みに必要な提出書類を受領した場合は、提出書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前照会の申込みを受け付ける。ただし、提出書類に不備があるとき⁹は、提出書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受け付ける。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者の連系先の混雑緩和プロセス適用可能系統の全ての区間において、過去に混雑緩和プロセスが完了となった場合は、事前照会の申込みを受け付けない¹⁰。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、事前照会の申込みを受け付けた場合は、その旨を混雑緩和希望者へ速やかに通知するとともに、回答予定日として、事前照会の回答期間内の日（受付日から2か月以内）を、混雑緩和希望者へ速やかに通知する。

9：記載内容が判読できない場合や、契約内容等の事実関係が連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者が把握している事実関係と異なる場合のことをいう。

10：混雑緩和プロセスが完了となった場合、完了時点のレベニューキャップ制度規制期間中においては、完了となった当該混雑緩和プロセスの増強対象区間にて再度の混雑緩和プロセスは実施しない（別紙3参照）。なお、混雑緩和プロセスが成立で完了した場合には、完了時点のレベニューキャップ制度規制期間又は当該混雑緩和プロセスの増強対象区間の工事が完成するまでの期間のいずれか長い方の期間中においては、増強対象区間にて再度の混雑緩和プロセスは実施しない。

3. 事前照会の回答

3. 1 事前照会に対する検討の実施

- 混雑緩和プロセス適用可能系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、事前照会の申込み内容を前提に検討を実施する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者と、混雑緩和プロセス適用可能系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者とは、必要に応じて、事前照会の申込みに対する検討の実施に関する依頼等の手続きを相互に行う。
- 混雑緩和プロセス適用可能系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、費用便益評価を基に、混雑緩和プロセスにおける増強規模及び増強区間を選定する（別紙4参照）。
- 混雑緩和プロセス適用可能系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、検討に必要な情報がある場合には、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、当該情報が必要となる理由を説明の上、依頼することにより、事前照会の申込みを行った混雑緩和希望者に対し、当該情報の提供を求めることができる。この場合、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者に対し、当該情報が必要となる理由を説明しなければならない。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、事前照会の回答が、回答予定日を超過することが判明した場合、その理由、進捗状況及び今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）について混雑緩和希望者へ通知するとともに、混雑緩和希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。なお、延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

3. 2 事前照会の回答

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、事前照会の受付日から原則2か月以内に、混雑緩和希望者に対し、検討結果を回答するとともに、混雑緩和希望者の要請に応じ、必要な説明を行う。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、事前照会の回答において、概要検討への申込みが可能である旨の回答を行う場合、事前照会の回答に合わせて概要検討の申込み（4. 参照）の手続きについて案内する。

(a) 回答書類

- 事前照会回答書

(b) 回答事項

- 事前照会の回答事項は表 1 のとおりとする。

表 1. 事前照会の回答事項

	回答事項	備考
(1)	概要検討への申込み可否	
(2)	混雑状況の確認結果	
(3)	系統増強工事の概要 ・ 工事概要 ・ 概算工事費 ・ 所要工期 ・ 運用容量増加量 ・ 更新計画の有無	(1) で概要検討への申込み が可の場合のみ

4. 概要検討の申込み

4. 1 混雑緩和希望者による概要検討の申込み

(1) 概要検討の申込みに当たっての留意事項及び条件

- 混雑緩和希望者は、受領した事前照会回答書の内容を踏まえ、連系先の混雑緩和プロセス適用可能系統において混雑緩和を目的に系統増強を希望する場合は、混雑緩和プロセスの開始の申込みに先立ち、概要検討の申込みを行わなければならない。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合は申込みを行うことはできない。
 - ① 事前照会の回答において、概要検討への申込みが可能である旨の回答を受領していない場合
 - ② 事前照会の回答日から2か月を経過した場合
- 混雑緩和希望者は、事前照会回答書の内容を踏まえて、回答書に記載の概要検討に申込み可能な区間のうち、概要検討において増強を希望する区間を、申込書の様式に従い提示する。

(2) 概要検討の申込みに関する書類の提出

- 混雑緩和希望者は、概要検討の申込みに必要な書類を連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者に提出する。
- 最大受電電力の合計値が1万キロワット以上の混雑緩和希望者は本機関へ概要検討の申込みを行うことができる。ただし、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者と同一の法人又は親子法人等である混雑緩和希望者は、本機関に概要検討の申込みを行わなければならない。
- 混雑緩和希望者は、概要検討の申込先が本機関である場合も、概要検討申込みに必要な書類を連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者に提出する。

(a) 提出書類

- 概要検討申込書
- 事前照会回答書（写し）¹¹

(b) 提出先

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者の窓口（上記一般送配電事業者又は配電事業者はウェブサイトにおいて詳細を公表する。）

11：事前照会回答書の受付番号や発電所名等、具体的件名が確認できる箇所の写し

(c) 提出方法

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者が定める方法
(上記一般送配電事業者又は配電事業者はウェブサイトにおいて詳細を公表する。)

(3) 検討料

(a) 検討料の請求

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者から概要検討申込みに必要な提出書類を受領した場合は、当該混雑緩和希望者に対し、検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。
- 検討料の額は、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者の託送供給等約款による。

(b) 検討料の支払い

- 混雑緩和希望者は、検討料の支払いに必要となる書類を受領した場合は、速やかに検討料を支払い¹²、その後、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

(c) 検討料の扱い

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、概要検討申込みを行った混雑緩和希望者が概要検討開始以降に申込みを取り下げた場合であっても、検討料を返還しない。
- ただし、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、概要検討開始以降であっても、概要検討の回答前に混雑緩和希望者が増強を希望する区間を含む他の混雑緩和プロセスの開始申込みが受け付けされた場合で、当該混雑緩和希望者が概要検討の申込みを取り下げるときは、当該混雑緩和希望者が支払った検討料を返還する¹²。

(4) 増強希望区間に関する調整

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者から受領した概要検討申込書における増強を希望する区間について、必要に応じて、概要検討申込みを受け付ける前に、当該混雑緩和希望者と調整を実施する。
- 混雑緩和希望者は、増強希望区間に関する調整の結果、提出書類の変更が必要

12：振込手数料は混雑緩和希望者等の負担とする。

となる場合は、提出書類へ調整結果を反映の上、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者へ再提出する。

4. 2 概要検討の受付

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者から概要検討の申込みに必要な提出書類を受領した場合は、提出書類に必要事項が記載されていること及び検討料が入金されていることを確認の上、概要検討の申込みを受け付ける。ただし、提出書類に不備があるとき⁹は、提出書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受け付ける。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者の概要検討申込み期限日（事前照会の回答日から2か月）までに、提出書類の修正がなされない場合又は検討料の支払いがない場合は、混雑緩和希望者の申込みを受け付けない。この場合、当該一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者に対し、その旨を通知するとともに検討料を支払済みであるときは、混雑緩和希望者の検討料を返還する^{12, 13}。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、概要検討申込みの受付前に、増強を希望する区間に関する調整を混雑緩和希望者と実施する場合は、当該調整が完了した後、提出書類に調整結果が反映されていることを確認の上、概要検討の申込みを受け付ける。なお、当該調整により概要検討の受付日が混雑緩和希望者の概要検討申込み期限日（事前照会の回答日から2か月）を超過するときであっても、当該一般送配電事業者又は配電事業者は概要検討の申込みを受け付ける。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者が概要検討において増強を希望する区間が次の各項のいずれかに該当する場合は、概要検討の申込みを受け付けない（別紙3参照）。
 - ① 増強を希望する区間において、他の混雑緩和プロセスの開始の申込みが受け付けられ、当該混雑緩和プロセスが進行している場合
 - ② 増強を希望する区間において、過去に混雑緩和プロセスが完了となった場合¹⁰
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、概要検討の申込みを受け付けた場合は、その旨を混雑緩和希望者へ速やかに通知するとともに、概要検討の回答予定日として、概要検討の回答期間内の日（受付日から3か月以内）を混雑緩和希望者へ速やかに通知する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者が、本機関

13：返還する際に利息は付さない。また、返還先は、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者と混雑緩和希望者等間で協議の上、決定する。

へ概要検討の申込みを行う混雑緩和希望者から提出書類を受領した場合は、次の各項に従い受付等を行う。

- ① 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、本機関へ概要検討の申込みを行う混雑緩和希望者から概要検討の申込みに必要な提出書類を受領した場合は、提出書類に必要事項が記載されていること及び検討料が入金されていることを確認の上、本機関に対して、その旨を通知するとともに必要な書類を送付する。ただし、提出書類に不備があるときは、提出書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で送付する。
- ② 本機関は、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者から、本機関へ概要検討の申込みを行う混雑緩和希望者の提出書類を受領した場合は、混雑緩和希望者の概要検討申込み期限日（事前照会の回答日から2か月）を経過していないこと、提出書類に必要事項が記載されていること及び検討料の入金確認の通知を当該一般送配電事業者又は配電事業者から受けていることを確認の上、概要検討の申込みを受け付ける。
- ③ 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者と増強を希望する区間に関する調整を実施する場合は、本機関に対して、その旨を通知するとともに、当該調整が完了した後、本機関に対して調整結果が反映された提出書類を送付する。なお、当該調整により概要検討の受付日が混雑緩和希望者の概要検討申込み期限日（事前照会の回答日から2か月）を超過するときであっても、本機関は概要検討の申込みを受け付ける。
- ④ 本機関は、概要検討の申込みを受け付けた場合は、その旨を混雑緩和希望者へ速やかに通知するとともに、概要検討の回答予定日として、概要検討の回答期間内の日（受付日から3か月以内）を通知する。また、本機関は連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者へ概要検討の申込みを受け付けた旨を速やかに通知するとともに、概要検討の実施を依頼する。

5. 概要検討の回答

5. 1 概要検討の実施

- 概要検討申込書において混雑緩和希望者が提示した増強を希望する区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、当該区間を混雑緩和プロセスにおける増強の対象とする区間（以下「増強対象区間」という。）とした上で、概要検討を実施する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者と増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者とは、必要に応じて、概要検討の実施に関する依頼等の手続きを相互に行う。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、費用便益評価を基に、混雑緩和プロセスにおける増強規模を検討する（別紙4参照）。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、費用負担ガイドライン及び一般送配電事業者及び配電事業者の託送供給等約款に基づき工事費負担金を算出する。なお、混雑緩和プロセスの工事費負担金は、費用負担ガイドラインに基づき、次の各項のとおり取り扱う。
 - ① 混雑緩和プロセスにより増強を行う場合の費用負担は当該混雑緩和プロセスに参加する混雑緩和希望者等の特定負担を基本とする。
 - ② ただし、増強を一般送配電事業者及び配電事業者の設備更新と同調する場合など、「一般送配電事業者が受益すると評価できる範囲」が明確である場合には特定負担及び一般負担を算出する（「一般送配電事業者が受益すると評価できる範囲」が明確である事例については別紙5参照）。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、概要検討に必要な情報がある場合には、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、当該情報が必要な理由を説明の上、依頼することにより、概要検討の申込みを行った混雑緩和希望者に対し、当該情報の提供を求めることができる。この場合、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者に対し、当該情報が必要となる理由を説明しなければならない。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、概要検討の回答が、回答予定日を超過して回答することが判明した場合、その理由、進捗状況及び今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）について混雑緩和希望者へ通知するとともに、混雑緩和希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。なお、延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。
- 概要検討の申込先が本機関である場合は、次の各項に従い検討結果の送付等を

行う。

- ① 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、本機関に対し、概要検討の結果を送付する。
- ② 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、本機関からの検討依頼に定める回答期日を超過して回答することが見込まれる場合は、速やかに、その理由、進捗状況及び今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を本機関へ連絡する。
- ③ 本機関は、回答予定日を超過して回答することが判明した場合、その理由、進捗状況及び今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）について混雑緩和希望者へ通知するとともに、混雑緩和希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。なお、延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

5. 2 概要検討の回答

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、概要検討申込みの受付日から原則 3 か月以内に、混雑緩和希望者に対し、概要検討の結果を回答するとともに、混雑緩和希望者の要請に応じ、必要な説明を行う。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、概要検討の回答に合わせて混雑緩和プロセスの開始申込み（6. 参照）の手続きについて案内する。
- 概要検討の申込先が本機関である場合は、次の各項に従い回答等を行う。
 - ① 本機関は概要検討の結果について確認及び検証を行った後に、概要検討申込みの受付日から原則 3 か月以内に、混雑緩和希望者に対し、概要検討の結果を回答するとともに必要な説明を行う。
 - ② 本機関は、概要検討の回答に合わせて混雑緩和プロセスの開始申込み（6. 参照）等の手続きについて案内する。

(a) 回答書類

- 概要検討回答書

(b) 回答事項

- 概要検討の回答事項は表 2 のとおりとする。

表 2. 概要検討の回答事項

	回答事項
(1)	増強工事の概要
(2)	概算工事費（内訳を含む。）及び算定根拠
(3)	工事費負担金概算（内訳を含む。）及び算定根拠
(4)	負担可能上限額の最低値に関する情報
(5)	所要工期
(6)	概要検討の前提条件（検討に用いた関連データ）
(7)	運用上の制約（制約の根拠を含む。）

6. 混雑緩和プロセスの開始申込み

6. 1 混雑緩和希望者による混雑緩和プロセスの開始の申込み

(1) 混雑緩和プロセスの開始の申込みに当たっての留意事項及び条件

- 混雑緩和希望者は、受領した概要検討回答書の内容を踏まえ、増強対象区間において混雑緩和を目的に系統増強を希望する場合は、混雑緩和プロセスの開始の申込み（以下「開始申込み」という。）を行わなければならない。ただし、次の各項いずれかに該当する場合は申込みを行うことはできない。

① 概要検討の回答を受領していない場合

② 概要検討の回答日から1か月を経過した場合

- 混雑緩和希望者は、追加混雑緩和希望者の募集手続きの省略の要否に関して、申込書の様式に従い申告する。なお、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者が追加混雑緩和希望者の募集手続きを省略する旨の申告を行う場合は、混雑緩和希望者が、概要検討回答書に記載された工事費負担金の額を負担する意思があるものとして、速やかに混雑緩和プロセスにおける契約申込みに対する検討（以下「詳細検討」という。）の手続きに移行する。

(2) 混雑緩和プロセスの開始申込みに関する書類の提出

- 混雑緩和希望者は、開始申込みに必要な書類を連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者に提出する。

(a) 提出書類

- 混雑緩和プロセス開始申込書
（追加混雑緩和希望者の募集手続きの省略の要否に関する申告を含む。）
- 概要検討回答書の表紙（写し）¹⁴
- 負担可能上限額申告書¹⁵

(b) 提出先

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者の窓口
（上記一般送配電事業者又は配電事業者はウェブサイトにおいて詳細を公表する。）

(c) 提出方法

14：概要検討回答書の受付番号や発電所名等、具体的件名が確認できる箇所の写し。

15：追加混雑緩和希望者の募集手続きを省略する場合は提出不要。負担可能上限額の取扱いについては別紙8参照。なお、混雑緩和希望者が申告した負担可能上限額は変更できないものとする。

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者が定める方法
(上記一般送配電事業者又は配電事業者はウェブサイトにおいて詳細を公表する。)

(3) 保証金 (デポジット)

(a) 保証金の請求

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者から開始申込みがあった場合は、保証金の支払いに必要となる書類を送付する。
- 保証金の額は、業務規程第96条の4の規定に基づく算定方法による。

(b) 保証金の支払い

- 混雑緩和希望者は、保証金の支払いに必要となる書類を受領した場合は、速やかに保証金を支払い¹²、その後、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者に対しその旨を通知しなければならない。

(c) 保証金の扱い

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者が工事費負担金契約(10. 参照)を締結し、工事費負担金を支払った場合は、当該混雑緩和希望者が支払った保証金を当該混雑緩和希望者が負担する工事費負担金に充当する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和プロセスの開始後、混雑緩和希望者が辞退した又は辞退扱いとなった場合は、当該混雑緩和希望者が支払った保証金を没収する。
- ただし、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者が工事費負担金契約を締結する前に、次に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由がある場合、当該混雑緩和希望者が支払った保証金を返還する^{13, 16}。この場合、当該一般送配電事業者又は配電事業者は、当該混雑緩和希望者に対し、その旨を通知する。
 - ① 募集手続きを実施する場合で、工事費負担金の額が、混雑緩和希望者が申告した負担可能上限額を超過したことで辞退扱いとなったとき
 - ② 募集手続きを実施する場合で、詳細検討における所要工期が、概要検討における所要工期よりも長期化したことを理由に、詳細検討結果の事前の提示を受けた日から起算して20営業日以内に混雑緩和希望者

16：振込手数料は連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者の負担とする。

が辞退するとき¹⁷（9. 3（2）参照）

- ③ 混雑緩和希望者が追加混雑緩和希望者の募集手続きを省略する旨の申告を行い、詳細検討の回答（9. 3参照）における工事費負担金の額が、概要検討における工事費負担金の額よりも増額となった場合で、混雑緩和希望者が工事費負担金契約締結前に辞退するとき又は詳細検討の回答日から1か月を経過して工事費負担金契約を締結せずに辞退扱いとなったとき
- ④ 混雑緩和希望者が追加混雑緩和希望者の募集手続きを省略する旨の申告を行い、詳細検討の回答における所要工期が、概要検討における所要工期よりも長期化した場合¹⁷で、混雑緩和希望者が工事費負担金契約締結前に辞退するとき又は詳細検討の回答日から1か月を経過して工事費負担金契約を締結せずに辞退扱いとなったとき
- ⑤ 混雑緩和プロセスが中止された場合

（d）没収した保証金の扱い

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、工事費負担金補償契約（8. 3参照）を締結した混雑緩和希望者が辞退した又は辞退扱いとなった場合、当該混雑緩和希望者から没収した保証金を、混雑緩和プロセスの成立を前提として、当該混雑緩和希望者と締結した工事費負担金補償契約に基づく補償金に充当する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者が工事費負担金補償契約を締結する前に辞退した又は辞退扱いとなった場合、当該混雑緩和希望者から没収した保証金について、混雑緩和プロセスの成立を前提として、詳細検討の回答を受領した他の混雑緩和希望者等との工事費負担金契約締結時において、保証金を没収された混雑緩和希望者が他の混雑緩和希望者等と共同負担することが見込まれた設備に係る工事費に当該保証金を充当する。充当する額は、費用負担することが見込まれた設備の概算工事費の比で按分した額とする。

6. 2 混雑緩和プロセスの開始申込みの受付

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者から開始申込みに必要な提出書類を受領した場合は、提出書類に必要事項が記載されていること及び保証金が入金されていることを確認の上、開始申込みを受け付ける。ただし、提出書類に不備があるとき⁹は、提出書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受け付ける。

17：混雑緩和希望者等の都合により工事完了時期を延伸する場合は含まれない。

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者の開始申込み期限日（概要検討の回答日から1か月）までに、提出書類の修正がなされない場合又は保証金の支払いがない場合は、混雑緩和希望者の申込みを原則受け付けない。この場合、当該一般送配電事業者又は配電事業者は、当該混雑緩和希望者に対し、その旨を通知するとともに保証金が支払済であるときは、保証金を返還する^{12,13}。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者から申告された負担可能上限額が、負担可能上限額の最低値（別紙6参照）を下回る場合は、混雑緩和希望者へ負担可能上限額申告書の再提出を求め、負担可能上限額が最低値以上であることを確認した上で開始申込みを受け付ける。なお、開始申込みを受け付けた以降、混雑緩和希望者が申告した負担可能上限額の変更は受け付けない。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者が追加混雑緩和希望者の募集手続きを省略する旨の申告を行っている場合は、負担可能上限額申告書の提出は不要とし、概要検討における検討結果に基づき算定された工事費負担金の額が負担可能であるものとして扱う。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者が開始申込みを行った増強対象区間が次の各項のいずれかに該当する場合は、開始申込みを受け付けない（別紙3参照）。
 - ① 増強対象区間において、他の開始申込みが受け付けられ、当該混雑緩和プロセスが進行している場合
 - ② 増強対象区間において、混雑緩和プロセスが過去に完了となった場合¹⁰
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者が他の混雑緩和プロセスや、過去の電源接続案件一括検討プロセス又は電源接続案件募集プロセス¹⁸において、工事費負担金補償金を、支払期日までに支払わなかったことがある場合には、当該混雑緩和希望者に対し、開始申込みを行う混雑緩和プロセスに関する第三者の支払保証書類等（金融機関の債務保証等により、他の追加混雑緩和希望者に影響がないことを担保するもの）を提出するよう求める。なお、公表した締切日までに、第三者の支払保証書類等の提出の求めに応じない混雑緩和希望者の開始申込みについては受け付けない。この場合、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、当該混雑緩和希望者に対し、その旨を通知する。ただし、混雑緩和希望者が追加混雑緩和希望者の募集手続きを省略する旨の申告を行っている場合は、工事費負担金補償契約を締結しないため、この限りではない。

18：電源接続案件募集プロセスの募集要綱において、第三者の支払保証に関して記載がある案件に限る。

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、開始申込みを受け付けた場合は、開始申込みを行った混雑緩和希望者に対し、その旨を速やかに通知する。

6. 3 混雑緩和プロセスの開始公表等

- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者が開始申込みを受け付けた場合は、受付日を混雑緩和プロセスの開始日とし、速やかに混雑緩和プロセスの開始に関する情報（別紙7参照）をウェブサイトにおいて公表する¹⁹。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関に対し、混雑緩和プロセスを開始した旨を報告する¹⁹。

6. 4 混雑緩和プロセス開始後の手続き

- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者が開始申込みを受け付けた場合は、速やかに追加混雑緩和希望者の募集に関する手続き（7. 参照）を開始する。ただし、混雑緩和希望者が追加混雑緩和希望者の募集手続きを省略する旨の申告を行っている場合は、募集手続きを省略し速やかに詳細検討を開始する（9. 1 参照）。

19：増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者が複数いる場合は、代表会社にて公表及び報告を行う。

7. 追加混雑緩和希望者の募集²⁰

7. 1 募集開始

- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、募集開始の旨及び応募に必要な情報（別紙7参照）を公表する。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、募集開始を公表した日から2か月間を追加混雑緩和希望者からの応募を受け付け可能な期間とし、応募の受付を締め切る期日（以下「締切日」という。）を公表する。

7. 2 概要検討結果に関する情報の提供依頼等

- 追加混雑緩和希望者は、増強対象区間において混雑緩和を目的に系統増強を希望する場合は、募集開始された混雑緩和プロセスへの応募に先立ち、概要検討結果に関する情報の提供を希望する場合は、必要な書類を、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者へ提出することで、概要検討結果に関する情報²¹の提供を依頼することができる。ただし、追加混雑緩和希望者の応募条件を満たさない場合（7. 4（1）参照）は依頼することはできない。

(a) 提出書類

- 概要検討結果に関する情報の提供依頼書 兼 秘密保持誓約書

(b) 提出先

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者の窓口
（上記一般送配電事業者又は配電事業者はウェブサイトにおいて詳細を公表する。）

(c) 提出方法

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者が定める方法
（上記一般送配電事業者又は配電事業者はウェブサイトにおいて詳細を公表する。）

7. 3 概要検討結果に関する情報の提供

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、追加混雑緩和希望者から概要検討結果に関する情報の提供依頼に必要な提出書類を受

20：追加混雑緩和希望者の募集手続きを省略する場合を除く。

21：概要検討の回答事項（5. 2 表2参照）から、開始申込みを行った混雑緩和希望者に関する情報を除いた情報。

領した場合は、提出書類に必要事項が記載されていることを確認の上、依頼を受け付ける。ただし、提出書類に不備があるとき⁹は、提出書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受け付ける。

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、概要検討結果に関する情報の提供依頼の受付日から原則 5 営業日以内に、概要検討結果に関する情報を追加混雑緩和希望者へ提供する。

7. 4 追加混雑緩和希望者の応募

(1) 応募に当たっての留意事項及び条件

- 追加混雑緩和希望者は、増強対象区間において混雑緩和を目的に系統増強を希望する場合は、混雑緩和プロセスの追加混雑緩和希望者の募集に対して、応募しなければならない。ただし、次の各項いずれかに該当する場合は応募することはできない。
 - ① 未連系の電源で連系承諾の通知を受けていない場合
 - ② 基幹系統又は低圧の配電系統に接続している場合
 - ③ 増強対象区間又は当該区間の下位系統に接続していない場合
 - ④ ノンファーム型接続の契約を有していない場合⁷
 - ⑤ 公表した締切日を超過した場合

(2) 応募に関する書類の提出

- 追加混雑緩和希望者は、応募に必要な書類を連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者に提出する。

(a) 提出書類

- 応募申込書
- 負担可能上限額申告書²²

(b) 提出先

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者の窓口
(上記一般送配電事業者又は配電事業者はウェブサイトにおいて詳細を公表する。)

(c) 提出方法

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者が定める方法

22：負担可能上限額の取扱いについて別紙 8 参照。なお、追加混雑緩和希望者が申告した負担可能上限額は変更できないものとする。

(上記一般送配電事業者又は配電事業者はウェブサイトにおいて詳細を公表する。)

(3) 保証金（デポジット）

(a) 保証金の請求

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、追加混雑緩和希望者から応募があった場合は、保証金の支払いに必要となる書類を送付する。
- 保証金の額は、業務規程第96条の4の規定に基づく算定方法による。

(b) 保証金の支払い

- 追加混雑緩和希望者は、保証金の支払いに必要となる書類を受領した場合は、速やかに保証金を支払い¹²、その後、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者に対しその旨を通知しなければならない。

(c) 保証金の扱い

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、追加混雑緩和希望者が工事費負担金契約（10．参照）を締結し、工事費負担金を支払った場合は、当該追加混雑緩和希望者が支払った保証金を当該追加混雑緩和希望者が負担する工事費負担金に充当する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和プロセスの開始後、追加混雑緩和希望者が辞退した又は辞退扱いとなった場合は、当該追加混雑緩和希望者が支払った保証金を没収する。
- ただし、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、追加混雑緩和希望者が工事費負担金契約を締結する前に、次に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由がある場合、当該追加混雑緩和希望者が支払った保証金を返還する^{13,16}。当該一般送配電事業者又は配電事業者は、当該追加混雑緩和希望者に対し、その旨を通知する。
 - ① 工事費負担金の額が、追加混雑緩和希望者が申告した負担可能上限額を超過したことで辞退扱いとなった場合
 - ② 詳細検討における所要工期が、概要検討における所要工期よりも長期化したことを理由に、詳細検討結果の事前の提示を受けた日から起算して20営業日以内に追加混雑緩和希望者が辞退する場合¹⁷（9．2（2）参照）
 - ③ 混雑緩和プロセスが中止された場合

(d) 没収した保証金の扱い

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、工事費負担金補償契約（８．３参照）を締結した追加混雑緩和希望者が辞退した又は辞退扱いとなった場合、当該追加混雑緩和希望者から没収した保証金を、混雑緩和プロセスの成立を前提として、当該追加混雑緩和希望者と締結した工事費負担金補償契約に基づく補償金に充当する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、追加混雑緩和希望者が工事費負担金補償契約を締結する前に辞退した又は辞退扱いとなった場合、当該追加混雑緩和希望者から没収した保証金について、混雑緩和プロセスの成立を前提として、詳細検討の回答（９．３参照）を受領した他の混雑緩和希望者等との工事費負担金契約締結時において、保証金を没収された追加混雑緩和希望者が他の混雑緩和希望者等と共同負担することが見込まれた設備に係る工事費に当該保証金を充当する。充当する額は、費用負担することが見込まれた設備の概算工事費の比で按分した額とする。

7. 5 追加混雑緩和希望者の応募受付

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、追加混雑緩和希望者から応募に必要な提出書類を受領した場合は、提出書類に必要事項が記載されていること及び保証金が入金されていることを確認の上、応募を受け付ける。ただし、提出書類に不備があるとき⁹は、提出書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受け付ける。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、公表した締切日までに、提出書類の修正がなされない場合又は保証金の支払いがない場合は、当該追加混雑緩和希望者の申込みを原則受け付けない。この場合、当該一般送配電事業者又は配電事業者は、当該追加混雑緩和希望者に対し、その旨を通知するとともに保証金を支払済であるときは、保証金を返還する^{12,13}。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、追加混雑緩和希望者から申告された負担可能上限額が、負担可能上限額の最低値（別紙６参照）を下回る場合は、当該追加混雑緩和希望者へ負担可能上限額の最低値を通知し、負担可能上限額申告書の再提出を求め、負担可能上限額が最低値以上であることを確認した上で応募を受け付ける。なお、応募を受け付けた以降、追加混雑緩和希望者が申告した負担可能上限額の変更は受け付けない。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、応募を行った追加混雑緩和希望者が他の混雑緩和プロセスや、過去の電源接続案件一括検討プロセス又は電源接続案件募集プロセス¹⁸において、工事費負担金補償金を支払期日までに支払わなかったことがある場合には、当該追加混雑緩和希望者に対し、応募を行う混雑緩和プロセスに関する第三者の支払保証書類等（金融機関の債務保証等により、他の混雑緩和希望者等に影響がないことを担保す

るもの)を提出するよう求める。なお、公表した締切日までに、第三者の支払保証書類等の提出の求めに応じない追加混雑緩和希望者の応募については受け付けない。この場合、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、当該追加混雑緩和希望者に対し、その旨を通知する。

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、応募を受け付けた場合は、その旨を追加混雑緩和希望者へ速やかに通知する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、募集結果の通知予定日（公表した締切日以降で募集結果の通知に必要な工事費負担金の算定等を開始した日から原則1か月以内）を混雑緩和希望者等（開始申込みを行った混雑緩和希望者を含む。）へ公表した締切日以降に速やかに通知する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、公表した締切日をもって、応募に必要な提出書類の受領を締め切る。なお、公表した締切日以降は、提出書類の変更は受け付けない。

8. 募集結果の通知及び工事費負担金補償契約の締結

8. 1 募集結果を踏まえた工事費負担金の算定等

- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、公表した締切日以降に速やかに、募集結果の通知に必要な工事費負担金の算定等を開始する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者と増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者とは、必要に応じて、募集結果の通知に必要な工事費負担金の算定等に関する依頼等の手続きを相互に行う。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、工事費負担金算定に必要な情報がある場合には、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者へ、当該情報が必要な理由を説明の上、依頼することにより、混雑緩和希望者等に対し、当該情報の提供を求めることができる。この場合、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者等に対し、当該情報が必要となる理由を説明しなければならない。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者等の工事費負担金が当該混雑緩和希望者等の申告した負担可能上限額以下である場合は、当該混雑緩和希望者等が工事費負担金を負担可能として取り扱う。また、混雑緩和希望者等の工事費負担金が負担可能上限額を超過する場合は、当該混雑緩和希望者等を辞退扱いとする。この場合、辞退扱いとした混雑緩和希望者等を除外し、当該混雑緩和希望者等以外の混雑緩和希望者等を前提に、工事費負担金算定を実施し、辞退した又は辞退扱いとなった混雑緩和希望者等を除く全ての混雑緩和希望者等が工事費負担金を負担可能となる又は全ての混雑緩和希望者等が辞退した又は辞退扱いとなるまで、工事費負担金算定を繰り返し実施する（別紙8参照）。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、辞退した又は辞退扱いとなった混雑緩和希望者等を除く全ての混雑緩和希望者等が工事費負担金を負担可能となった場合、工事費負担金を確定し、算定を完了するとともに、辞退扱いとなった混雑緩和希望者等を確定する。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、全ての混雑緩和希望者等が辞退した又は辞退扱いとなった場合、混雑緩和プロセスを不成立として完了する（11. 参照）。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、募集結果の通知が、通知予定日を超過することが判明した場合、その理由、進捗状況

及び今後の見込み（延長後の通知予定日を含む。）について混雑緩和希望者等へ通知し、混雑緩和希望者等の要請に応じ、個別の説明を行う。なお、延長後の通知予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

8. 2 募集結果の通知

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、募集結果の通知に必要な工事費負担金の算定等を開始した日から原則 1 か月以内に、混雑緩和希望者等に対し工事費負担金の算定結果を通知するとともに、混雑緩和希望者等の要請に応じ、必要な説明を行う。ただし、辞退扱いとなった混雑緩和希望者等に対しては、その旨を回答し、工事費負担金については回答を行わない（全ての混雑緩和希望者等が辞退扱いとなった場合を含む。）。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、募集結果の通知に合わせて工事費負担金補償契約の案を送付する。

(a) 回答書類

- 募集結果通知書

8. 3 工事費負担金補償契約

(1) 工事費負担金補償契約の締結

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者と混雑緩和希望者等（ただし、辞退した又は辞退扱いとなった混雑緩和希望者等を除く。）は、募集結果の通知日から 1 か月以内に工事費負担金補償契約（以下「補償契約」という。）を締結しなければならない^{23、24}。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者が全ての混雑緩和希望者等と補償契約を締結した場合は、詳細検討を開始する（9. 1 参照）。ただし、増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、募集結果の通知日から 1 か月を経過して補償契約を締結しない混雑緩和希望者等がいた場合は、当該混雑緩和希望者等を辞退扱いとし、詳細検討を開始する。

(2) 工事費負担金補償契約の履行

23：募集結果の通知後、新たに辞退する混雑緩和希望者等が発生することにより、他の混雑緩和希望者等の工事費負担金の再算定が必要となる場合に、他の混雑緩和希望者等に不利益を与えることを防止することを目的としている。

24：連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、補償契約書の雛形をウェブサイトにおいて公表する。当該一般送配電事業者又は配電事業者は、その雛形を混雑緩和プロセス中に変更する場合は、応募を行った混雑緩和希望者等（辞退した又は辞退扱いとなった混雑緩和希望者等を除く。）に対し、その旨を説明する。

- 混雑緩和希望者等は、補償契約を締結した場合で、当該契約の締結後に、辞退したとき又は辞退扱いとなったときは、当該契約に基づき工事費負担金補償金（以下「補償金」という。）を負担する。ただし、混雑緩和プロセスの完了前に、次に掲げる事情が生じた場合その他正当な理由がある場合は、補償契約に基づく支払義務は免除される。
 - ① 工事費負担金が、混雑緩和希望者等が申告した負担可能上限額を超過したことで辞退扱いとなった場合
 - ② 詳細検討における所要工期が、概要検討における所要工期よりも長期化したことを理由に、詳細検討結果の事前の提示を受けた日から起算して20営業日以内に混雑緩和希望者等が辞退する場合¹⁷
 - ③ 混雑緩和プロセスが中止された場合
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、補償契約に基づく支払義務が免除される混雑緩和希望者等が発生した場合、当該混雑緩和希望者等に対し、その旨を通知する。
- 補償契約に基づき混雑緩和希望者等が支払った補償金の充当先は、補償金を支払った混雑緩和希望者等が他の混雑緩和希望者等と共同負担することが見込まれた設備に係る工事費とし、充当する額は、費用負担することが見込まれた設備の概算工事費の比で按分した額とする。

（３）補償金の額

- 補償金の上限は、補償契約を締結した混雑緩和希望者等が申告した負担可能上限額とする。
- 補償金の額は、他の混雑緩和希望者等と共同負担する設備に係る工事において、補償金を負担する混雑緩和希望者等を除外して算定した他の混雑緩和希望者等の工事費負担金と、他の混雑緩和希望者等が補償契約締結時（他の混雑緩和希望者等の辞退発生等により、工事費負担金を変更している場合は、当該変更時をいう。）に負担する予定であった工事費負担金との差額とする。

（４）補償契約を履行しない混雑緩和希望者等に対する措置等

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、補償契約を履行しない混雑緩和希望者等から、他の混雑緩和プロセスや電源接続案件一括検討プロセスへの申込み又は応募があった場合は、第三者の支払保証書類等（金融機関の債務保証等により、他の混雑緩和希望者等又は系統連系希望者に影響がないことを担保するもの）の提出を求め、求めに応じないときは当該申込みを受け付けない。
- 本機関は、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者から補償契約を履行しない混雑緩和希望者等に関する報告を受けた場合は、事実関係を確認の上、本機関の業務規程に基づく指導又は勧告を行う。

- 本機関は、混雑緩和希望者に対して指導又は勧告を行った場合は、業務規程第179条第2項に基づき、対象となった混雑緩和希望者等の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。

9. 混雑緩和プロセスにおける契約申込みに対する回答（詳細検討の回答）

9. 1 契約申込みに対する検討（詳細検討）の開始

- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和プロセスの開始後に、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者が全ての混雑緩和希望者等との補償契約の締結が完了したことを確認した場合又は混雑緩和希望者が追加混雑緩和希望者の募集手続きを省略する旨の申告を行っている場合は、速やかに詳細検討を開始する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、詳細検討の回答予定日として、詳細検討の回答期限内の日（詳細検討を開始した日から原則6か月以内又は混雑緩和希望者等と合意した期間以内）を、混雑緩和希望者等へ速やかに通知する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、詳細検討期間が混雑緩和希望者等ごとに異なる場合で、6か月を超過する詳細検討期間があるときは、混雑緩和希望者等ごとの詳細検討期間の中で最長となる期間を踏まえた詳細検討の回答予定日を混雑緩和希望者等へ通知し、混雑緩和希望者等の合意可否を確認する。なお、前述の確認を踏まえて当該一般送配電事業者又は配電事業者が必要とする期間より短い期間を詳細検討期間とする場合、混雑緩和希望者等は、詳細検討の回答における工事費負担金や所要工期が混雑緩和プロセス完了以降に大きく変動する可能性があることを了承したものとする。

9. 2 契約申込みに対する検討（詳細検討）の実施

（1）詳細検討の実施（共通）

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者と増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者とは、必要に応じて、詳細検討の実施に関する依頼等の手続きを相互に行う。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者等の連系点を考慮の上、増強対象区間において増強範囲の縮小可否を検討し、効率的な設備形成を毀損しないと判断できる場合には、増強範囲を縮小して検討を実施する。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、詳細検討回答のために現地調査が必要と判断した場合は、現地調査を実施する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者と混雑緩和希望者等は、増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者が現地調査の実施に当たり損害実費弁済契約等を締結する必要があると判断した場合

は、損害実費弁済契約等を締結する。

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者と増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者とは、必要に応じて、現地調査の実施に関する依頼等の手続きを相互に行う。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、現地調査の結果を踏まえて、概要検討における検討条件の変更が必要であると判断した場合は、検討条件を変更した上で、詳細検討回答に必要な検討を実施する。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業及び配電事業者は、費用負担ガイドライン及び一般送配電事業者及び配電事業者の託送供給等約款に基づき工事費負担金を算出する。なお、混雑緩和プロセスの工事費負担金は、費用負担ガイドラインに基づき、次の各項のとおり取り扱う。
 - ① 混雑緩和プロセスにより増強を行う場合の費用負担は当該混雑プロセスに参加する混雑緩和希望者等の特定負担を基本とする。
 - ② ただし、増強を一般送配電事業者の設備更新と同調する場合など、「一般送配電事業者が受益すると評価できる範囲」が明確である場合には、当該混雑プロセスに参加する混雑緩和希望者等の特定負担及び一般負担を算出する（「一般送配電事業者が受益すると評価できる範囲」が明確である事例については別紙5参照）。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、概要検討で実施した検討結果に関して、より詳細な検討が不要と判断できる場合は、概要検討の結果に基づき詳細検討の回答ができるものとする。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、詳細検討に必要な情報がある場合には、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者に必要な理由を説明の上、依頼することにより、混雑緩和希望者等に対し、当該情報の提供を求めることができる。この場合、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者等に対し、必要となる理由を説明しなければならない。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、詳細検討の回答が、回答予定日を超過することが判明した場合、その理由、進捗状況及び今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）について混雑緩和希望者等へ通知し、混雑緩和希望者等の要請に応じ、個別の説明を行う。なお、延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

（２）詳細検討の実施（募集を実施する場合）

- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、募集結果通知以降に辞退した又は辞退扱いとなった混雑緩和希望者等を除き、補償契約の締結

が完了した全ての混雑緩和希望者等を前提に工事費負担金算定を実施する。

- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者等の工事費負担金が当該混雑緩和希望者等の申告した負担可能上限額以下である場合は、当該混雑緩和希望者等が工事費負担金を負担可能として取り扱う。また、混雑緩和希望者等の工事費負担金が負担可能上限額を超過する場合は、当該混雑緩和希望者等を辞退扱いとする。この場合、辞退扱いとした混雑緩和希望者等を除外し、当該混雑緩和希望者等以外の混雑緩和希望者等を前提に、工事費負担金算定を実施し、辞退した又は辞退扱いとなった混雑緩和希望者等を除く全ての混雑緩和希望者等が工事費負担金を負担可能となる又は全ての混雑緩和希望者等が辞退した又は辞退扱いとなるまで、工事費負担金算定を繰り返し実施する（別紙8参照）。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、辞退した又は辞退扱いとなった混雑緩和希望者等を除く全ての混雑緩和希望者等が工事費負担金を負担可能となった場合、工事費負担金を確定し、算定を完了するとともに、辞退扱いとなった混雑緩和希望者等を確定する。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業及び配電事業者は、全ての混雑緩和希望者等が辞退した又は辞退扱いとなった場合、混雑緩和プロセスを不成立として完了する（11. 参照）

9. 3 契約申込みに対する回答（詳細検討の回答）

（1）詳細検討の回答

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、詳細検討の開始日から原則6か月以内又は混雑緩和希望者等と合意した期間以内に、全ての混雑緩和希望者等に対し、詳細検討の結果を回答するとともに、混雑緩和希望者等の要請に応じ、必要な説明を行う。ただし、辞退扱いとなった混雑緩和希望者等に対してはその旨を回答し、保証金の扱い（6. 1（3）及び7. 4（3）参照）に基づき対応する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、詳細検討の回答に合わせて工事費負担金契約の案を送付する。

（2）詳細検討の結果、所要工期が長期化する場合の手続き（募集を実施する場合）

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、募集手続きを実施する場合で、詳細検討の結果、概要検討における検討結果よりも所要工期が長期化するとき、詳細検討回答を行う前に、詳細検討の結果を混雑緩和希望者等に事前に提示するとともに、提示の日から起算して20営業日の間、所要工期の長期化を理由とした辞退を受け付ける。

- 混雑緩和希望者等は、概要検討における検討結果よりも所要工期が長期化する旨の事前の提示を受けた場合、詳細検討結果の事前の提示を受けた日から起算して20営業日以内に所要工期が長期化したことを理由に辞退を申し込むことができる¹⁷。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者等が、所要工期が長期化したことを理由に辞退の申込みを行った場合、当該混雑緩和希望者等が支払った保証金について、保証金の扱い（6.1（3）及び7.4（3）参照）に基づき対応する。また、増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、辞退した混雑緩和希望者等を除外し、詳細検討を再度実施し、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、辞退した混雑緩和希望者等を除く混雑緩和希望者等へ詳細検討を再度実施する旨を通知する。なお、検討内容については9.2と同様とする。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業及び配電事業者は、混雑緩和希望者等が、所要工期が長期化したことを理由に辞退の申込みを行った結果、全ての混雑緩和希望者等が辞退した又は辞退扱いとなる場合、混雑緩和プロセスを不成立として完了する（11.参照）。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、詳細検討結果を事前に提示した日から起算して20営業日後、辞退する混雑緩和希望者等がない場合、当該詳細検討の結果を有効と判断し、詳細検討の回答を行う。

10. 工事費負担金契約

10. 1 工事費負担金契約の締結

(1) 工事費負担金契約の締結

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業又は配電事業者と詳細検討回答を受領した混雑緩和希望者等は、詳細検討の回答日から1か月以内に、工事費負担金契約²⁵（以下「負担金契約」という。）を締結しなければならない。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者等が詳細検討の回答日から1か月を経過して負担金契約を締結しない場合は、当該混雑緩和希望者等を辞退扱いとする。この場合、当該一般送配電事業者又は配電事業者は、10. 3（2）に基づき対応する。

(2) 工事費負担金の算出方法

- 増強対象区間を運用する一般送配電事業及び配電事業者は、費用負担ガイドライン及び一般送配電事業者及び配電事業者の託送供給等約款に基づき工事費負担金を算出する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、辞退した又は辞退扱いとなった混雑緩和希望者等から没収した保証金がある場合は、没収した保証金の扱い（6. 1（3）及び7. 4（3）参照）に基づき対応する。

10. 2 工事費負担金

(1) 工事費負担金の請求

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、全ての混雑緩和希望者等が負担金契約を締結した場合、締結した負担金契約に基づき、混雑緩和希望者等へ工事費負担金請求書を送付する。

(2) 工事費負担金の支払い

- 混雑緩和希望者等は、工事費負担金請求書を受領した場合、締結した負担金契約に基づき、当該請求書に記載された支払い期日までに工事費負担金を支払い¹²、その後、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者に対しその旨を通知しなければならない。

(3) 保証金の扱い

25：連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、負担金契約書の雛形をウェブサイトにおいて公表する。当該一般送配電事業者又は配電事業者は、その雛形を混雑緩和プロセス中に変更する場合は、混雑緩和希望者等（辞退した又は辞退扱いとなった混雑緩和希望者等を除く。）に対し、その旨説明する。

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者等が負担金契約を締結し、工事費負担金を支払った場合は、当該混雑緩和希望者等が支払った保証金について、保証金の扱い（6. 1（3）及び7. 4（3）参照）に基づき対応する。

10. 3 工事費負担金を支払わない混雑緩和希望者等が発生した場合の手続き等

（1）工事費負担金の支払い催告

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者等が支払い期日までに工事費負担金を支払わない場合は、当該混雑緩和希望者等に対し、支払い催告の手続きを行うとともに、負担金契約を履行した混雑緩和希望者等に対し、支払い催告の手続きを行っている旨を通知する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者等が催告後も工事費負担金を支払わない場合は、当該混雑緩和希望者等を辞退扱いとし、負担金契約を解除する。

（2）負担金契約不履行者等を除外した詳細検討の実施

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、負担金契約を締結しない又は工事費負担金を支払わないことで、辞退扱いとなった混雑緩和希望者等（以下「負担金契約不履行者等」という。）が発生した場合、負担金契約を履行した混雑緩和希望者等に対し、負担金契約不履行者等が発生したこと及び詳細検討を再度実施することを通知する。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、負担金契約不履行者等を除外し、詳細検討を再度実施する。なお、検討内容については9. 2と同様とする。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、詳細検討を再度実施した結果、負担金契約を履行した全ての混雑緩和希望者等が辞退した又は辞退扱いとなった場合、混雑緩和プロセスを不成立として完了する（11. 参照）。

（3）負担金契約不履行者等を除外した詳細検討の回答等

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、負担金契約不履行者等を除外した再度の詳細検討結果を、負担金契約を履行した混雑緩和希望者等へ回答するとともに、混雑緩和希望者等の要請に応じ必要な説明を行い、工事費負担金の額が変更となる場合は、負担金契約を変更する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、負担金契約不履行者等を除外した再度の詳細検討の回答を踏まえて補償金の額を算定し、補償契約に基づき負担金契約不履行者等に対して補償金を請求する。

1 1. 混雑緩和プロセスの成否と完了

1 1. 1 混雑緩和プロセスの成否と完了

(1) 混雑緩和プロセスの成立

- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者が、負担金契約を締結した全ての混雑緩和希望者等（混雑緩和プロセスから辞退した又は辞退扱いとなった者を除く。）からの工事費負担金の入金を確認した場合、混雑緩和プロセスを成立とする。

(2) 混雑緩和プロセスの不成立

- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、全ての混雑緩和希望者等が、辞退した又は辞退扱いとなった場合、混雑緩和プロセスを不成立とする。

(3) 混雑緩和プロセスの完了

- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和プロセスを成立又は不成立とした場合、混雑緩和プロセスを完了とする。

1 1. 2 混雑緩和プロセスの完了の公表

- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和プロセスの完了後、速やかに、混雑緩和プロセスの結果をウェブサイトにおいて公表するとともに、本機関に報告する¹⁹。

12. その他

12.1 混雑緩和プロセスの中止について

- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は以下の場合において、本機関と協議の上、混雑緩和プロセスを中止することができる。
 - ① 混雑緩和プロセス開始後に生じた、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
 - ② 混雑緩和プロセス開始後に生じた、電気の需給状況の極めて大幅な変動によって、経済合理性等の観点から混雑緩和プロセス以外による系統増強を行うことが合理的となった場合
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和プロセスを中止する場合は、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者に依頼することにより、混雑緩和希望者等に対して、中止前に意見を聴取する。ただし、意見を聴取することが不可能又は著しく困難であるときはこの限りではない。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和プロセスを中止する場合は、当該プロセスの経過及び中止する理由を公表するとともに、本機関に結果を報告する¹⁹。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和プロセスが中止となる場合は、混雑緩和希望者等が支払った保証金について、保証金の扱い（6. 1（3）及び7. 4（3）参照）に基づき対応する。
- 増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関から混雑緩和プロセスの中止又は中断の要請があった場合は、当該要請に従うものとする。

12.2 混雑緩和プロセス実施中の系統アクセス業務について

（1）混雑緩和プロセス実施中の系統アクセス関係の申込み²⁶の取扱い

- 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和プロセスが開始された場合においても、新規電源の系統アクセス関係の申込みによって混雑緩和プロセスの検討内容に影響を与えるものは限定的であることから、系統連系希望者からの系統アクセス関係の申込みは原則受け付け可能とする。
- 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和プロセスの開始以降に受け付ける系統アクセス関係の申込みにおいては、混雑緩和プロセスによる系統増強が

26：系統連系希望者からの事前相談申込み、接続検討申込み及び契約申込み

行われることを前提に検討を行う。

- 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和プロセス実施中に、混雑緩和プロセスによる系統増強を前提としない接続検討回答書を受領した系統連系希望者から契約申込みを受領した場合で、混雑緩和プロセスが成立となることで、当該接続検討の回答内容が変更となるときは、当該契約申込みを受け付けない。なお、当該系統連系希望者が混雑緩和プロセスによる系統増強を前提とした契約申込みを希望する場合は、当該系統連系希望者に再度の接続検討の申込みを求める。
- 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和プロセス実施中に、混雑緩和プロセスによる系統増強を前提とした接続検討回答書を受領した系統連系希望者から契約申込みを受け付けた場合で、混雑緩和プロセスの成否によって契約申込みに対する回答内容が変更となるとき又は変更となる可能性があるときは、混雑緩和プロセスの動向を踏まえた回答が可能となるまで、当該契約申込みに対する回答を保留する。

(2) 混雑緩和プロセスの開始前に受け付けた系統アクセス関係の申込みの取扱い

- 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和プロセスの開始前に、系統連系希望者から接続検討申込みを受け付けた場合で、当該接続検討の回答を行う前に当該系統連系希望者の連系先となる系統で混雑緩和プロセスが開始されたときは、原則、混雑緩和プロセスによる系統増強が行われることを前提とせずに検討を行う。

12. 3 辞退の手続きについて

- 混雑緩和希望者等は、混雑緩和プロセスから辞退を希望する場合、辞退書を連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者に提出する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、辞退書の内容を確認し、不備がなければ受け付ける。

(a) 提出書類

- 辞退書

(b) 提出先

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者の窓口
(上記一般送配電事業者又は配電事業者はウェブサイトにおいて詳細を公表する。)

(c) 提出方法

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者が定め

る方法

(上記一般送配電事業者又は配電事業者はウェブサイトにおいて詳細を公表する。)

12. 4 工事完了後の工事費負担金及び補償金の精算について

(1) 工事完了後における工事費負担金及び補償金の精算

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和希望者等が支払った工事費負担金と工事完了により確定した工事費負担金²⁷の差額を精算する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、補償金を支払った混雑緩和希望者等がいる場合で、工事完了により確定した工事費が、補償金の算定時に前提とした工事費を下回っていることにより、補償金の減額が生じているときは、当該混雑緩和希望者等も含めて精算する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、補償金を支払った混雑緩和希望者等がいる場合で、工事完了により確定した工事費が、補償金の算定時に前提とした工事費を上回っているときは、当該混雑緩和希望者等が支払った補償金を超過する差額の精算は行わない。

(2) 工事完了後の新規系統連系における工事費負担金及び補償金の精算

- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、混雑緩和プロセスで施設する設備の使用開始後3年経過するまでの間に、新たに当該設備を利用する系統連系希望者(以下「新規利用事業者」という。)があった場合は、一般送配電事業者及び配電事業者の託送供給等約款に基づく精算について確認する。当該一般送配電事業者又は配電事業者は、当該設備の使用開始当初から新規利用事業者も共用する設備として算定する場合で、工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則として、その差額を精算する。なお、ノンファーム型接続を前提とする新規利用事業者の場合、当該精算については、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者及び配電事業者が適当であると認めた供給設備に限った取扱いとなる。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、前述の精算において、工事費負担金を支払った混雑緩和希望者等以外に、補償金を支払った混雑緩和希望者等がいる場合は、新規利用事業者が負担する額を工事費負担金及び補償金の額に応じて按分した額を精算する。
- 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者は、工事費負担金及び補償金の精算を、原則として、工事完了後、年度ごとに1回実施す

27：混雑緩和プロセス完了後の調査測量や工事の結果として、工事費負担金が増減することがある。

る。

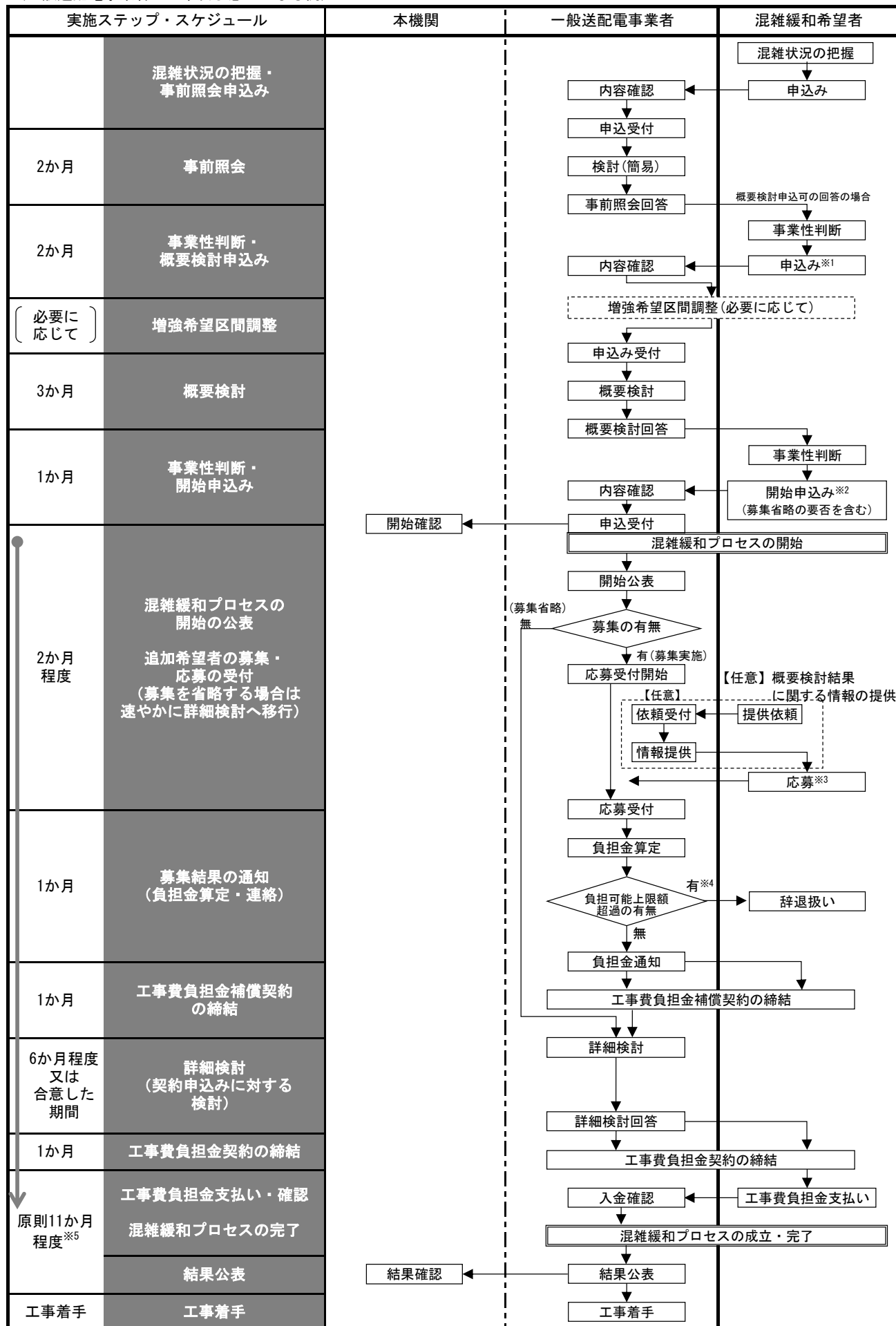
13. 本書に記載のない事項について

- 本書に記載の無い事項については、本機関の定款、業務規程、送配電等業務指針及びウェブサイトにおいて公表する内容、一般送配電事業者及び配電事業者の託送供給等約款並びに関連法令によるものとする。
- 一般送配電事業者及び配電事業者は、本書が前提としていない事象が生じた場合、その扱いを検討し、本機関に相談の上決定し、関係者に通知又は公表する。

以 上

別紙1 混雑緩和プロセスの標準的なフロー

(一般送配電事業者が主宰及び窓口となる例)



※1 申込後に一般送配電事業者等からの通知に従い検討料を入金する。

※2 申込時に負担可能上限額を申告し、保証金を入金する(ただし、募集省略の場合は負担可能上限額の申告は不要)。

※3 申込時に負担可能上限額を申告し、保証金を入金する。

※4 工事費負担金が負担可能上限額を超過し、全ての混雑緩和希望者が辞退扱いとなる場合は、当該プロセス不成立として完了する。

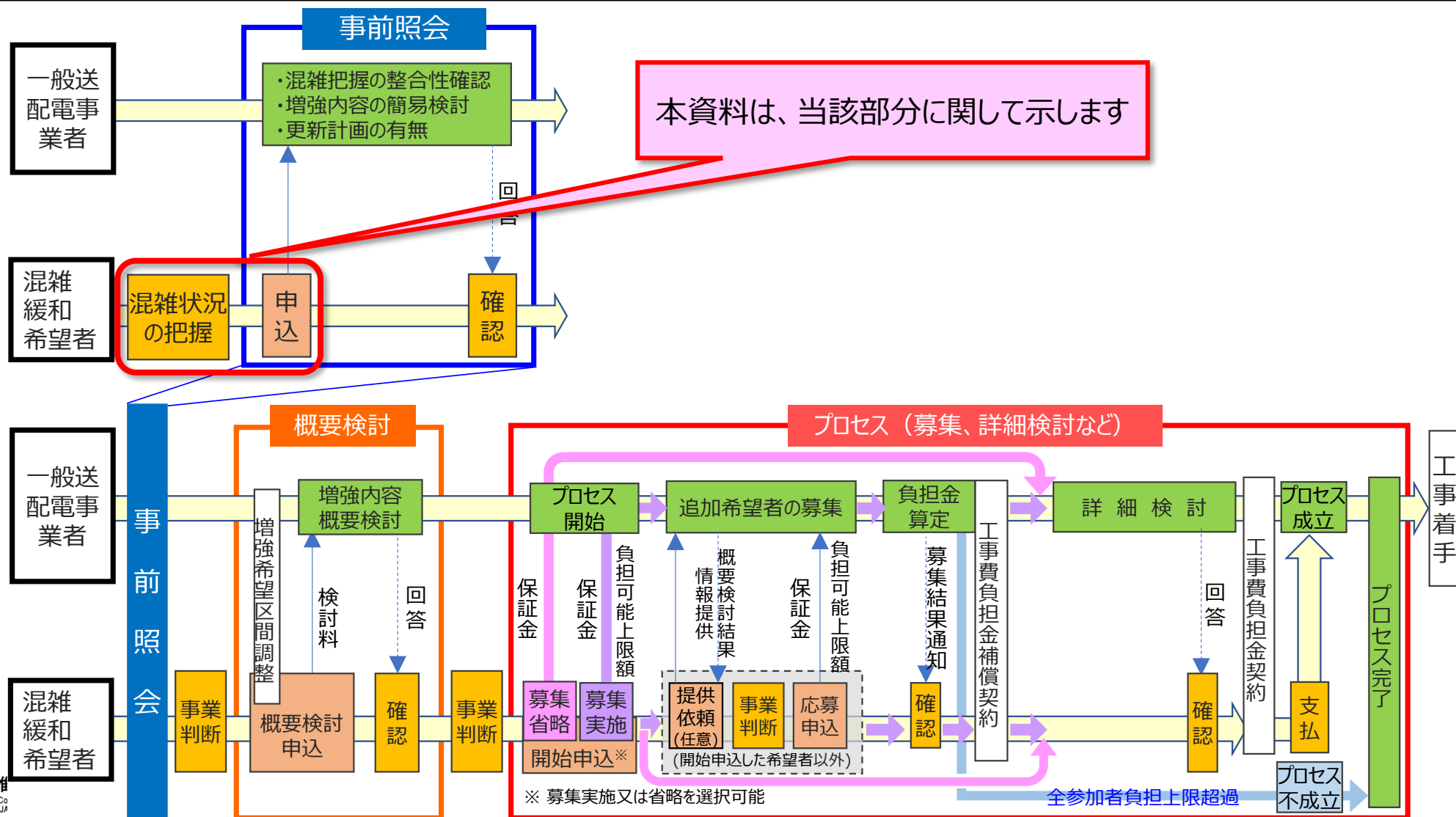
※5 募集の有無や詳細検討の期間、辞退に伴う再度の詳細検討等によって、プロセス開始から完了までの期間は異なる。

別紙 2 事前照会申込みに当たっての混雑状況の把握 (公表情報の参照例)

1. 事前照会申込み時の混雑状況の把握について
2. 混雑緩和プロセスに関連する情報公開について
3. 連系する系統に関する情報の把握
4. 出力制御の実施状況に関する情報の把握
5. （参考）一般送配電事業者及び配電事業者の増強計画（投資計画）の確認

1. 事前照会申込み時の混雑状況の把握について

- 混雑緩和希望者は、事前照会申込に当たり、連系する系統（ローカル系統）の混雑状況を把握する必要がある。
- 本資料は、一般送配電事業者及び配電事業者の公表資料等から混雑状況等を把握する方法を一例として紹介。



1. 事前照会申込み時の混雑状況の把握について
2. 混雑緩和プロセスに関連する情報公開について
3. 連系する系統に関する情報の把握
4. 出力制御の実施状況に関する情報の把握
5. （参考）一般送配電事業者及び配電事業者の増強計画（投資計画）の確認

■ 事前照会申込み時の混雑状況の把握に関連する、一般送配電事業者及び配電事業者公開情報のリンク集を以下に示す。

<リンク集>

【一般送配電事業者の出力制御見通しマッピング情報リンク集】

<https://www.occto.or.jp/access/link/mapping.html>

【一般送配電事業者の系統構成図および 送変電設備の投資・廃止計画リンク集】

<https://www.occto.or.jp/access/link/keitou-and-plan.html>

【一般送配電事業者の「再生可能エネルギーの出力制御の 実施状況に関する情報」および「混雑系統に関する情報」リンク集】

※各社のHP（Webサイト）を参照。

（出力制御の実績に応じて一般送配電事業者及び配電事業者 各社のHPにて順次公開）

1. 事前照会申込み時の混雑状況の把握について
2. 混雑緩和プロセスに関連する情報公開について
3. 連系する系統に関する情報の把握
4. 出力制御の実施状況に関する情報の把握
5. （参考）一般送配電事業者及び配電事業者の増強計画（投資計画）の確認

3. 連系する系統に関する情報の把握

- 事前照会の申込書を記載するに当たり、連系する系統（ローカル系統）を把握する必要がある。
- 次項以降で、公開情報等に基づき事前照会申込書の記載事項を確認する方法の一例を紹介。

「事前照会申込書」における記載箇所、関連する注釈を赤枠で示す

2. 発電設備等が連系する系統^{※1}（送電線・変圧器）に関する情報等（※4）

連系する系統（※5, 6）		発電設備等の出力制御順を 考慮した出力制御実績（※7）
電圧[kV]	区間（送電線・変圧器）	
77	●●線	有・無
77	△△線	有・無
154/77	▲▲変電所 変圧器	有・無
154	■ ■線	有・無

※4. 行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

※5. 発電設備等が連系する系統については、上位系統（基幹系統を除く。）を含む区間（送電線・変圧器）を記載してください。発電設備等が連系する系統の確認については、契約申込回答書の内容や一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公開している出力制御見通しマッピング情報を参照していただくか、一般送配電事業者及び配電事業者への情報提示の手続きを通じて送電系統図等の情報を参照してください。

※6. 一般送配電事業者及び配電事業者の増強計画（投資計画）がある系統については混雑緩和プロセスによる増強の対象外となります。増強計画については、一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公表している送電線・変圧器の投資・廃止計画を参照してください。

※7. 発電設備等が連系する系統の出力制御の実施状況（出力制御の有無）の確認については、一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公表している混雑系統に関する情報（実績情報）を参照してください。その際、発電設備等の出力制御順（※3）を考慮した出力制御実績（出力制御の有無）を記載してください。なお、発電設備等の出力制御順を考慮した出力制御実績がない区間については混雑緩和プロセスによる増強の対象外となります。

■ 一般送配電事業者及び配電事業者の公開情報等に基づき、連系する系統の「名称」や「電圧」を確認する方法を一例として紹介。

- 手順1 契約申込回答書に記載されている、当該発電所の接続している「送電線名」を確認。
（変電所に接続している場合は「送電線」を「変電所」と読み替える。以下同じ）
- 手順2 管轄する一般送配電事業者及び配電事業者のHPに公表されている「出力制御見通しマッピング」の一覧表から、接続している「送電線名」を検索し、「送電線No」を確認。
- 手順3 同一般送配電事業者及び配電事業者のHPに公表されている「系統構成図」から、手順2で確認した「送電線No」を検索。
- 手順4 「系統構成図」において、発電所から電源線側に構成される設備（上位系統）の構成や該当する「送電線No」や「変電所No」を確認。 なお、連系する系統の確認において、混雑緩和プロセスの対象外となる基幹系統※は除く。
- ※最上位電圧から2階級（ただし、沖縄については、最上位電圧）の流通設備（変圧器については、一次電圧により判断）
- 手順5 「出力制御見通しマッピング」の一覧表から、手順4で確認した「送電線No」や「変電所No」を検索し、「送電線名」や「変電所名」と「電圧」を確認。

（参考）混雑緩和プロセスの**対象外となる** 各エリアの基幹系統電圧（変圧器については、一次電圧により判断）

電圧階級	北海道	東北・東京・中部・北陸・関西	中国・九州	四国	沖縄
1	275kV	500kV	500kV	500kV	132kV
2	187kV	275KV	220KV	187KV	—

3. 連系する系統に関する情報の把握（連系する系統の確認例【2/3】）

- 手順1 契約申込回答書に記載されている、発電所の接続している「送電線名」を確認。
- 手順2 管轄する一般送配電事業者及び配電事業者のHPに公表されている「出力制御見通しマッピング」の一覧表から、接続している「送電線名」を検索し、「送電線No」を確認。
- 手順3 同一般送配電事業者及び配電事業者のHPに公表されている「系統構成図」から、手順2で確認した「送電線No」を検索。

手順1 (2) 系統連系工事の概要（工事費負担金工事以外も含めた全ての工事）

契約申込回答書

(b) 工事概要図（ノンファーム接続対象設備の制御概要も含む）

工事概要図中の設備名称等

(c) 連系点・送電線ルートを選定理由：
・貴社受電設備から連系可能な最寄りの77kV末広玉垣線No.〇〇鉄塔より、架空1回線での連系といたします。

①接続している「送電線名」を確認

手順2

出力制御見通しマッピング

②一覧から連系「送電線名」を検索

送電線 No	送電線名	電圧 (kV)	回線数	設備容量 (100%×回線数) (MW)	運用容量値 (MW)	運用容量制約要因	空容量 (MW)	当該設備	上位系等考慮	N-1電制適用可否	N-1電制適用可能量 (MW)	平均出力 (MW)
32031	末広玉垣-1	77	2	118	59	熱容量	59	0		可	59	-
32040	常盤坂本線	77	2	246	123	熱容量	123	0		可	123	有り
		77	2	214	107	熱容量	92	0		可	107	有り
		77	2	214	107	熱容量	92	0		可	107	-
		77	2	214	107	熱容量	92	0		可	107	-
		77	2	213								
32060	佐那具分岐-2	77	2	118								
32061	佐那具分岐-1	77	2	236								
32070	天神町分岐-2	77	2	76								
32071	天神町分岐-1	77	2	76								
32080	河菰中勢-4	77	2	284								
32082	河菰中勢-3	77	2	154								
32083	河菰中勢-2	77	2	154								
32084												
32090												
32091												
32092												
32093	庄野新幹線-2	77	2	432								

③「送電線No」を確認

送電線 No	送電線名	電圧 (kV)	回線数
32031	末広玉垣-1	77	2

④「送電線No」を検索

(例) 中部電力PG HPより

手順3

系統構成図

77kV以下系統構成図（三重県）2024年4月

④「送電線No」を検索

未広変電所

末広(2) 3695

末広(1) 3616

32031

31220

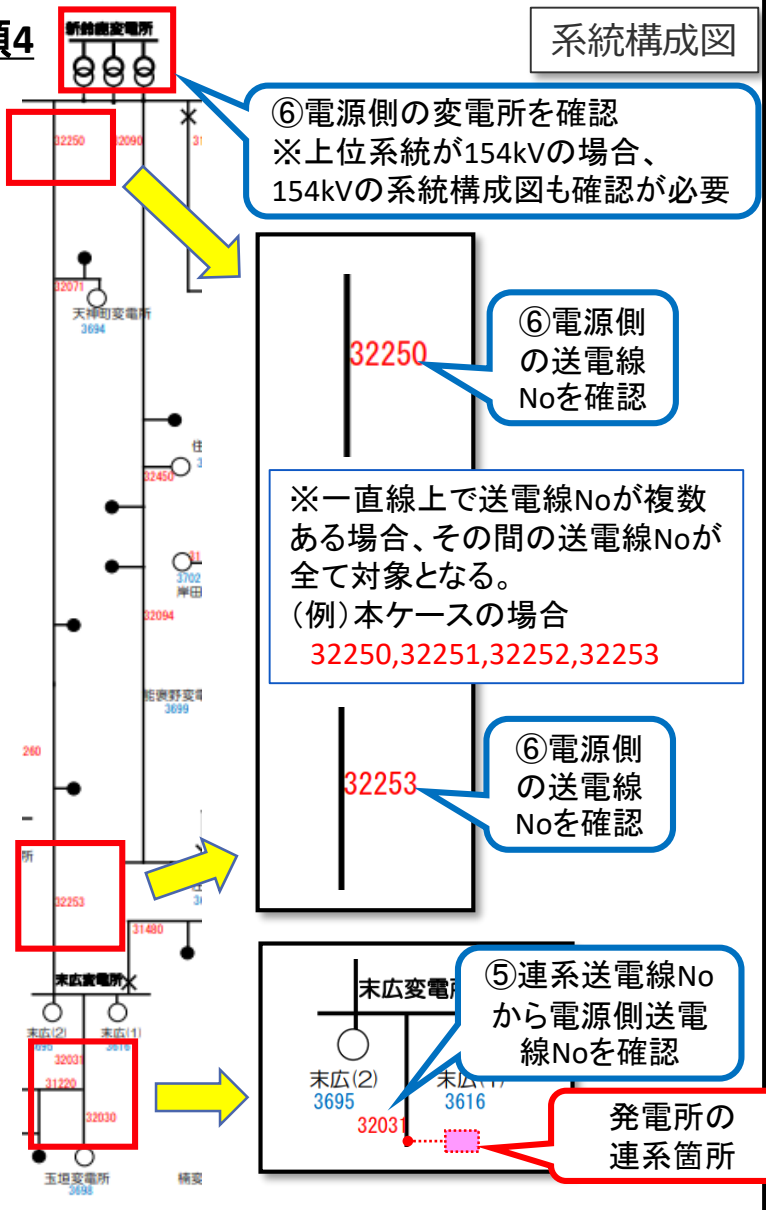
32030

玉垣変電所 3698

(例) 中部電力PG HPより

3. 連系する系統に関する情報の把握（連系する系統の確認例【3/3】）

手順4



手順4 「系統構成図」において、発電所から電源線側に構成される設備（上位系統）の構成や該当する「送電線No」や「変電所No」を確認。なお、連系する系統の確認において、混雑緩和プロセスの対象外となる基幹系統は除く。

手順5 「出力制御見通しマッピング」の一覧表から、手順4で確認した「送電線No」や「変電所No」を検索し、「送電線名」や「変電所名」と「電圧」を確認。

手順5

出力制御見通しマッピング

変電所 No	変電所名	電圧 (kV)		台数
		一次	二次	
3601	西名古屋変電所(1)	275	154	4
3602	西名古屋変電所(2)	154	77	3
3603	四日市火力変電所	154	77	2
3604	北勢変電所(1)	154	77	3
3606	亀山変電所	275	77	2
3607	新鈴鹿変電所	275	77	2

⑦電圧を確認
基幹系統※のため混雑緩和プロセスの対象外となり、申込様式への記載は不要。
※変圧器は一次電圧により判断

送電線 No	送電線名	電圧 (kV)		回数
		一次	二次	
32233	新鈴鹿津線4	77	2	2
32234	新鈴鹿津-1	77	2	2
32240	古里分岐	77	2	2
32250	末広新鈴鹿-4	77	2	2
32251	末広新鈴鹿線-3	77	2	2
32252	末広新鈴鹿-2	77	2	2
32253	末広新鈴鹿-1	77	2	2
32260	新鈴鹿河原-6	77	2	2
32261	新鈴鹿河原-5	77	2	2

⑦送電線名と電圧を確認

1. 事前照会申込み時の混雑状況の把握について
2. 混雑緩和プロセスに関連する情報公開について
3. 連系する系統に関する情報の把握
4. 出力制御の実施状況に関する情報の把握
5. （参考）一般送配電事業者及び配電事業者の増強計画（投資計画）の確認

- 事前照会の申込書を記載するに当たり、連系する系統（ローカル系統）における出力制御の実施状況を把握する必要がある。
- 次頁以降で、公開情報等に基づき、事前照会申込書の記載事項を確認する方法の一例を紹介。

「事前照会申込書」における記載箇所、関連する注釈を赤枠で示す

2. 発電設備等が連系する系統^{※1} (送電線・変圧器)に関する情報等(※4)

連系する系統 (※5, 6)		発電設備等の出力制御順を 考慮した出力制御実績(※7)
電圧[kV]	区間(送電線・変圧器)	
77	●●線	有・無
77	△△線	有・無
154/77	▲▲変電所 変圧器	有・無
154	■ ■線	有・無

- ※4. 行が不足する場合は、適宜行を追加してください。
- ※5. 発電設備等が連系する系統については、上位系統（基幹系統を除く。）を含む区間（送電線・変圧器）を記載してください。発電設備等が連系する系統の確認については、契約申込回答書の内容や一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公開している出力制御見通しマッピング情報を参照していただくか、一般送配電事業者及び配電事業者への情報提示の手続きを通じて送電系統図等の情報を参照してください。
- ※6. 一般送配電事業者及び配電事業者の増強計画(投資計画)がある系統については混雑緩和プロセスによる増強の対象外となります。増強計画については、一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公表している送電線・変圧器の投資・廃止計画を参照してください。
- ※7. 発電設備等が連系する系統の出力制御の実施状況(出力制御の有無)の確認については、一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公表している混雑系統に関する情報(実績情報)を参照してください。その際、発電設備等の出力制御順 (※3) を考慮した出力制御実績(出力制御の有無)を記載してください。なお、発電設備等の出力制御順を考慮した出力制御実績がない区間については混雑緩和プロセスによる増強の対象外となります。

- ノンファーム型接続が適用されるローカル系統のうち系統混雑による出力制御実績がある系統が、混雑緩和プロセスによる系統増強の対象となる。
- なお、基幹系統の混雑による出力制御や、需給制約による出力制御の実績は対象外となる。

(参考) 出力制御ルール

- 出力制御には、① **エリア全体の需給バランス**によるものと、② **個別の送変電設備（基幹系統、ローカル系統）の容量**によるものが存在。

	①需給バランス制約（需給制約）による出力制御	②送電容量制約（系統制約）による出力制御（基幹系統）	②送電容量制約（系統制約）による出力制御（ローカル系統）
出力制御ルール	出力制御ルール 出力制御順 ①火力(石油、ガス、石炭)の出力制御、揚水の活用 ②他地域への送電（連系統） ③バイオmassの出力制御 ④太陽光、風力の出力制御 ⑤長期固定電源※（水力、原子力、地熱）の出力制御 ※出力制御が技術的に困難	再給電方式（一定の順序） 出力制御順 ①調整力(火力等)(電源Ⅰ)、火力等(電源Ⅱ)の出力制御、揚水の揚水運転、貯蔵装置の充電 ②ノンファーム火力等(電源Ⅲ)の出力制御 ③ファーム火力等(電源Ⅳ)の出力制御 ④ノンファームバイオmass(専焼、地域資源(出力制御困難なものを除く))の出力制御 ⑤ノンファーム太陽光、風力の出力制御 ⑥その他のノンファーム電源※の出力制御 ※地域資源(出力制御困難なもの)及び長期固定電源	再給電方式（一定の順序）の出力制御順に基づく一律制御（計画変更） 出力制御順 ①調整力(火力等)(電源Ⅰ)、火力等(電源Ⅱ)の出力制御、揚水の揚水運転、貯蔵装置の充電 ②ノンファーム火力等(電源Ⅲ)の出力制御 ③ファーム火力等(電源Ⅳ)の出力制御 ④ノンファームバイオmass(専焼、地域資源(出力制御困難なものを除く))の出力制御 ⑤ノンファーム太陽光、風力の出力制御 ⑥その他のノンファーム電源※の出力制御 ※地域資源(出力制御困難なもの)及び長期固定電源
出力制御の発生イメージ			

混雑緩和プロセスによる系統増強の対象となる、ローカル系統の混雑による出力制御

- ンファーム型接続が適用されるローカル系統において、系統混雑による出力制御実績がある場合で、事前照会を申込む電源の出力制御順を考慮した出力制御実績があるとき、混雑緩和プロセスによる系統増強が可能（概要検討への申込みが可能）となる（ただし、系統混雑による出力制御実績がある場合であっても、事前照会を申込む電源の出力制御順まで至っていないときは対象外となる。）。
- 一般送配電事業者及び配電事業者の公開情報におけるローカル系統の出力制御実績や、発電所所有の出力制御実績※1に基づき、連系する系統における出力制御の実施状況に関する情報を把握する必要がある。一例として、一般送配電事業者及び配電事業者の公開情報から「3. 連系する系統に関する情報の把握」にて確認した系統の出力制御の実績を確認する方法を紹介。

※1.発電を開始しており出力制御の実績を当該発電所で所有している場合

- 手順1 電源種別や契約内容を踏まえ、ローカル系統の混雑処理（出力制御）における、発電所の「出力制御順」を確認。
- 手順2 管轄する一般送配電事業者及び配電事業者のHPに公表されている「混雑系統に関する情報」から、「3. 連系する系統に関する情報の把握」にて確認した系統の「送電線名」や「変電所名」における出力制御実績（出力制御の有無）を確認。
- ・実績が無い場合は、申込書において「無」を選択。
 - ・実績が有る場合は手順3で出力制御順を考慮した出力制御出力制御実績（出力制御の有無）を確認。
- 手順3 手順2で実績が有る場合、公表資料の内容の公表項目を確認し、発電所の出力制御順を考慮した場合に、発電所の出力制御順まで、出力制御が至っているかを確認。
- ・発電所の出力制御順まで、出力制御が至っていない場合は、申込書において「無」を選択。
 - ・発電所の出力制御順まで、出力制御が至っている場合（至っている可能性がある場合を含む）※2は、申込書において「有」を選択。

※2.発電を開始しており出力制御の実績を発電所で所有している場合は、当該実績を踏まえて申込書の記載を判断することも可能。



手順1 電源種別や契約内容を踏まえ、ローカル系統の混雑管理（出力制御ルール）における、発電所の「出力制御順」を確認。

手順1

1. 発電設備等に関する情報

「事前照会申込書」における関連する記載箇所を赤枠で示す

発電設備等 (※2)	名 称	●●●発電所		
	設 置 場 所	●●県●●市●●町●●番地●		
	最 大 受 電 電 力	●, ●●● [kW]	受 電 電 圧	●● [kV]
	電 源 種 別	太陽光		
	出力制御順(※3)	⑤ノンファーム型接続の非調整電源のうち、自然変動電源（太陽光、風力）		

※3. ローカル系統の混雑管理における再給電方式（一定の順序）の出力制御順

電力広域的運営推進機関>かいせつ電力ネットワーク>ノンファーム型接続
<https://www.occto.or.jp/grid/business/setsuzoku.html#non-firm>

【出力制御ルール】

出力制御順	出力制御方法
① 調整電源の出力制御※3	メリットオーダー
② ノンファーム型接続の非調整電源（②－1, 2）の出力制御 ②－1 ノンファーム型接続の非調整電源のうち、火力電源等※4の出力制御 ②－2 ノンファーム型接続の非調整電源のうち、電力貯蔵システム※5の出力制御※6	一律
③ ファーム型接続の非調整電源（③－1, 2）の出力制御 ③－1 ファーム型接続の非調整電源のうち、火力電源等※7の出力制御 ③－2 ファーム型接続の非調整電源のうち、電力貯蔵システム※5の出力制御※6	メリットオーダー
④ ノンファーム型接続の非調整電源のうち、バイオマス電源※8の出力制御	一律
⑤ ノンファーム型接続の非調整電源のうち、自然変動電源（太陽光、風力）の出力制御	一律
⑥ ノンファーム型接続の非調整電源のうち、バイオマス電源※9および長期固定電源の出力制御	一律

※3 揚水式発電機の揚水運転、需給バランス改善用の蓄電設備の充電、余力活用に
関する契約を締結する電力貯蔵システムの放電抑制を含む

※4 混焼バイオマス電源、揚水式発電機を含む

※5 系統充電をしない併設用蓄電設備の場合は併設発電設備と同等に扱う

※6 放電抑制のみ

※7 混焼バイオマス電源（FITを除く）、揚水式発電機を含む

※8 専焼、地域資源（出力制御困難なもの除く）

※9 地域資源（出力制御困難なもの）

※手順2, 3に関する情報は、出力制御の実績に応じて一般送配電事業者及び配電事業者のHPにて順次公開される。
具体的な確認方法については、一般送配電事業者及び配電事業者へ確認。

手順2 管轄する一般送配電事業者及び配電事業者のHPに公表されている「混雑系統に関する情報」から、「3. 連系する系統に関する情報の把握」にて確認した系統の「送電線名」や「変電所名」における出力制御実績（出力制御の有無）を確認。

- ・実績が無い場合は、申込書において「無」を選択。
- ・実績が有る場合は手順3で出力制御順を考慮した出力制御実績（出力制御の有無）を確認。

手順3 手順2で実績が有る場合、公表資料の内容の公表項目を確認し、発電所の出力制御順を考慮した場合に、発電所の出力制御順まで、出力制御が至っているかを確認。

- ・発電所の出力制御順まで、出力制御が至っていない場合は、申込書において「無」を選択。
- ・発電所の出力制御順まで、出力制御が至っている場合（至っている可能性がある場合を含む）※2は、申込書において「有」を選択。

※2.発電を開始しており出力制御の実績を発電所で所有している場合は、当該実績を踏まえて申込書の記載を判断することも可能。

1. 事前照会申込み時の混雑状況の把握について
2. 混雑緩和プロセスに関連する情報公開について
3. 連系する系統に関する情報の把握
4. 出力制御の実施状況に関する情報の把握
5. （参考）一般送配電事業者及び配電事業者の増強計画（投資計画）の確認

- 連系する系統において、一般送配電事業者及び配電事業者の増強計画 (投資計画) が既にある場合、混雑緩和プロセスによる系統増強の対象外となる。
- 事前照会申込書において確認結果を記載する箇所はないが、参考として次頁以降で、公開情報等に基づき一般送配電事業者及び配電事業者の増強計画を確認する方法の一例を紹介。

「事前照会申込書」における記載箇所、関連する注釈を赤枠で示す

2. 発電設備等が連系する系統^{※1}(送電線・変圧器)に関する情報等(※4)

連系する系統 (※5, 6)		発電設備等の出力制御順を 考慮した出力制御実績(※7)
電圧[kV]	区間(送電線・変圧器)	
77	●●線	有・無
77	△△線	有・無
154/77	▲▲変電所 変圧器	有・無
154	■ ■線	有・無

- ※4. 行が不足する場合は、適宜行を追加してください。
- ※5. 発電設備等が連系する系統については、上位系統（基幹系統を除く。）を含む区間（送電線・変圧器）を記載してください。発電設備等が連系する系統の確認については、契約申込回答書の内容や一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公開している出力制御見通しマッピング情報を参照していただくか、一般送配電事業者及び配電事業者への情報提示の手続きを通じて送電系統図等の情報を参照してください。
- ※6. 一般送配電事業者及び配電事業者の増強計画(投資計画)がある系統については混雑緩和プロセスによる増強の対象外となります。増強計画については、一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公表している送電線・変圧器の投資・廃止計画を参照してください。
- ※7. 発電設備等が連系する系統の出力制御の実施状況(出力制御の有無)の確認については、一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公表している混雑系統に関する情報(実績情報)を参照してください。その際、発電設備等の出力制御順 (※3) を考慮した出力制御実績(出力制御の有無)を記載してください。なお、発電設備等の出力制御順を考慮した出力制御実績がない区間については混雑緩和プロセスによる増強の対象外となります。

手順 管轄する一般送配電事業者及び配電事業者のHPに公表されている「送変電設備の投資・廃止計画」から、「3. 連系する系統に関する情報の把握」にて確認した系統の「送電線名」や「変電所名」の増強計画 (投資計画) の有無を確認※。

※増強計画 (投資計画) の有無の確認については参考情報となる。事前照会に対する回答書において、増強計画 (投資計画) の有無を踏まえた混雑緩和プロセスの概要検討への申込可否について、一般送配電事業者等にて最終的に確認する。

手順

77kV以下送変電設備の投資・廃止計画 (三重県)

送変電設備の投資・廃止計画

(例) 中部電力PG HPより

	設備番号	件名	規模			使用開始時期
送電設備	—	77kV 朝日町分岐線廃止	CVT600mm ²	2回線	△1km	2024年2月 (廃止)
	32010	77kV 多度分岐線	H55mm ² →A160mm ²	2回線	0.9km	2024年10月
	31140 31141	77kV 北勢四港線	H200mm ² →T410mm ²	2回線	4km	2024年11月
	31180	77kV 岸田分岐線	H55mm ² →A160mm ²	2回線	0.6km	2024年12月
	31090	77kV 木曾岬メガソーラー分岐線	H55mm ² →XT85mm ²	1回線	2km	2026年6月
	32482	77kV 度会橋連絡線	CVT400mm ² →CVT1000mm ²	2回線	0.4km	2026年10月

送電線名 (または送電線No) から、連系する系統における一般送配電事業者の増強計画 (投資計画) の有無を確認

(例) 本ケースの場合

「3. 連系する系統に関する情報の把握」にて確認した送電線: 末広玉垣線 (32031)、末広新鹿島線 (32250,32251,32252,32253) について一般送配電事業者の増強計画 (投資計画) が無いことを確認。

別紙 3 他の混雑緩和プロセスの影響により申込みを受け付けられない場合

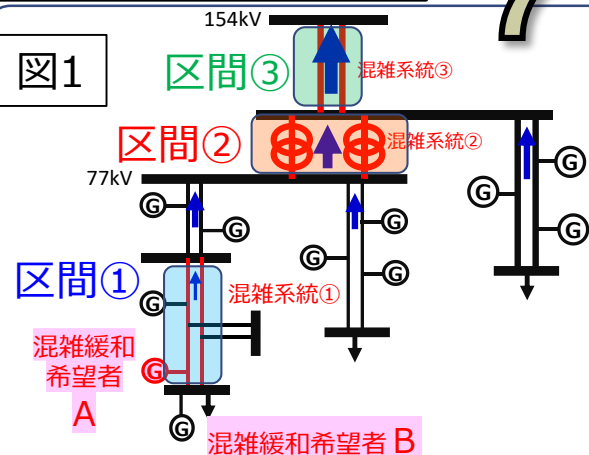
1. 増強対象区間が重複する場合の後着の概要検討申込み等の取扱いについて
2. 混雑緩和プロセス完了後の取扱いについて

1. 増強対象区間が重複する場合の後着の概要検討申込み等の取扱いについて

- **混雑緩和プロセス**（以下、「プロセス」という。）が先行して開始している増強対象区間においては、先行するプロセスの成否によって混雑状況が変わることから、**同一区間を含む後着の概要検討及びプロセス開始の申込みは受け付けない。**
- このため、先行して開始されたプロセスの増強対象区間と同一区間を含む概要検討回答書を受領している場合で、同一区間以外の区間においてプロセス開始申込みを行うときは、先行して開始されたプロセスの増強対象区間を含まない区間に対する概要検討の申込みが改めて必要となる。
- プロセスが開始されていない区間においては、先行して概要検討の申込みを受付している又は回答している場合であっても、区間が重複する後着の概要検討の申込みを並行して受け付ける。

～ケーススタディ～

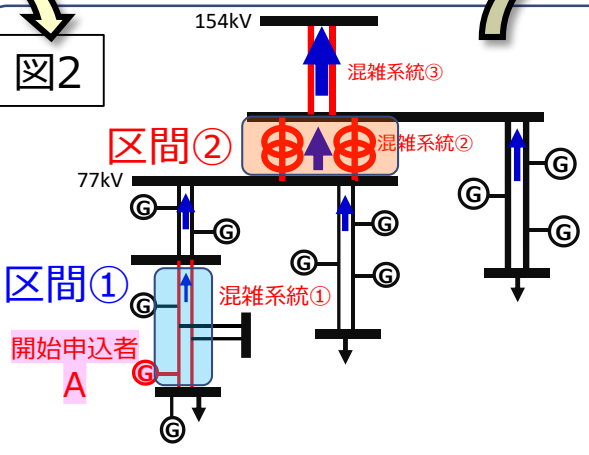
図1



- ・ A、Bは、事前照会にて区間①②③の増強に関する回答を受領。
- ・ Aは、区間①②を選択し概要検討申込み。Bは、区間①②③を選択し概要検討申込み。

プロセス開始前のため、AとBの概要検討は並行して受付可

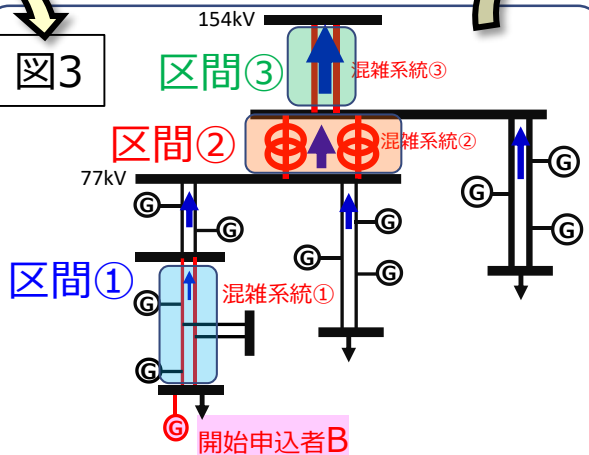
図2



- ・ Aは、区間①②の概要検討回答を受領し、先行してプロセス開始を申込み

同一区間におけるプロセスが開始されておらず、重複がないため、Aのプロセス開始申込みは受付可

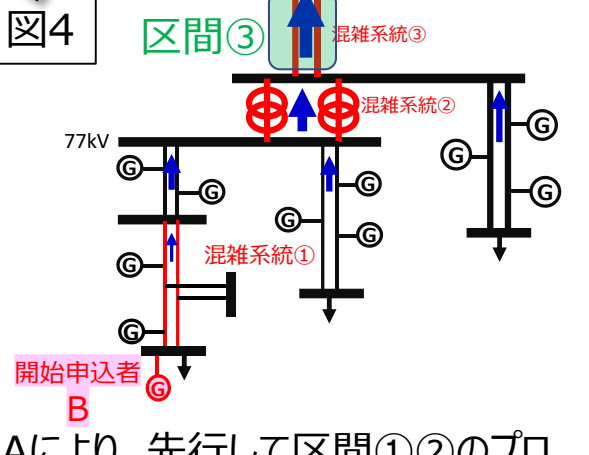
図3



- ・ Aにより、先行して区間①②のプロセス開始
- ・ Bは、区間①②③の概要検討回答を受領し、プロセス開始を申込み

先行して開始したプロセスと区間が重複するため、Bのプロセス開始申込みは受付不可

図4



- ・ Aにより、先行して区間①②のプロセス開始
- ・ Bは、区間③の増強を希望する場合、改めて区間③に対する概要検討を申込み

先行して開始したプロセスと区間が重複しないため、Bの概要検討・プロセス開始申込みは受付可

1. 増強対象区間が重複する場合の後着の概要検討申込み等の取扱いについて
2. 混雑緩和プロセス完了後の取扱いについて

2. 混雑緩和プロセス完了後の取扱いについて

～混雑緩和プロセスが完了となった以降の、同一区間への各申込みの取扱いについて～

- プロセスが完了（成立又は不成立）となった場合、完了したプロセスの増強対象区間と同一区間においては、**当分の間は混雑緩和希望者からの各申込み（事前照会、概要検討及びプロセス開始の申込み）を受け付けない。**※1
- ただし、追加混雑緩和希望者の募集を省略の上で不成立となったプロセスの増強対象区間と同一区間においては、不成立となったプロセスの開始申込者以外の混雑緩和希望者からの各申込みは受け付ける。不成立となったプロセスの開始申込者からの各申込みは、当分の間は受け付けない。

※1.区間が送電線の場合は、募集を省略の上で成立したプロセスの増強対象区間において範囲縮小により増強されなかった範囲は除く。

【混雑緩和プロセスが完了となった以降の同一区間への各申込みの取扱い】

完了した混雑緩和プロセスの成否や募集の有無		
成否	募集実施	募集省略
成立	当分の間※2は各申込みを 受け付けない ※1	
不成立	当分の間※3は各申込みを 受け付けない	■ 不成立となったプロセスの開始申込者以外 ⇒各申込みを受け付ける ■ 不成立となったプロセスの開始申込者 ⇒当分の間※3は各申込みを受け付けない ただし、他の混雑緩和希望者が開始するプロセスへの応募は可能

※2.プロセス完了時点のレベニューキャップ制度規制期間又は増強対象区間の工事が完成するまでの期間のいずれか長い方の期間

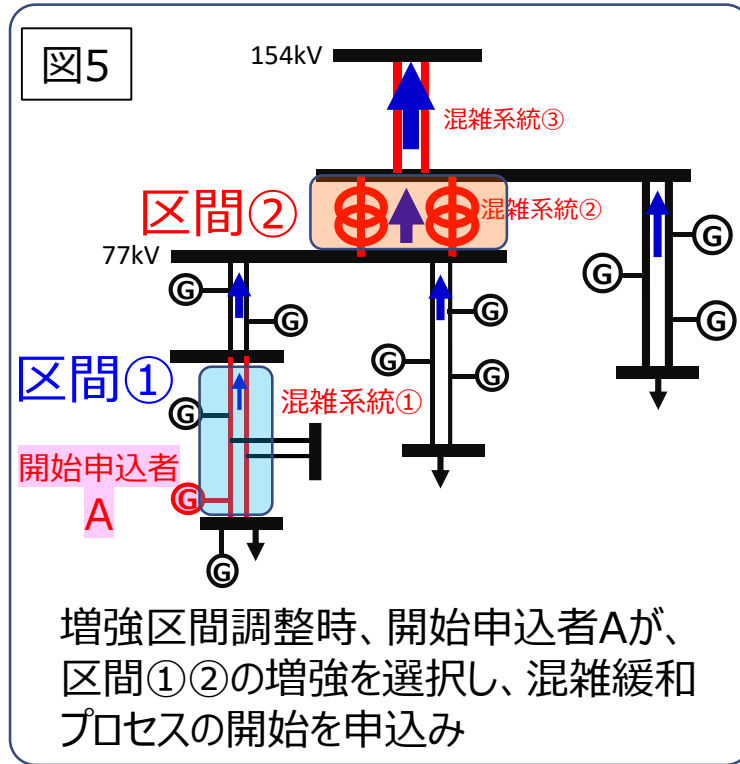
※3.プロセス完了時点のレベニューキャップ制度規制期間

2. 混雑緩和プロセス完了後の取扱いについて

～混雑緩和プロセスが完了となった以降の、同一区間への各申込みの取扱いについて～

～ケーススタディ～

図5のように、混雑緩和希望者Aが開始申込みを行った区間①②を対象とするプロセスが完了（成立又は不成立）となった場合



募集実施

募集を実施し、成立の場合

⇒当分の間※2、区間①②に対する各申込みは受付不可

募集を実施し、不成立の場合

⇒当分の間※3、区間①②に対する各申込みは受付不可

募集省略

募集を省略し、成立の場合

⇒当分の間※2、区間①②に対する各申込みは受付不可

募集を省略し、不成立の場合

⇒A以外の混雑緩和希望者からの区間①②に対する各申込みは受付可能

⇒Aからの区間①②に対する各申込みは、当分の間※3、受付不可
ただし、他の混雑緩和希望者が開始するプロセスへの応募は受付可能

なお、区間①②以外の区間（例えば混雑系統③）については、混雑緩和希望者及び区間①②のプロセスの進行状況を問わず、各申込みを受け付ける。

※2.プロセス完了時点のレベニューキャップ制度規制期間又は増強対象区間の工事が完成するまでの期間のいずれか長い方の期間

※3.プロセス完了時点のレベニューキャップ制度規制期間

(参考) ローカル系統の増強規律

2021年9月「電力ネットワークの次世代に向けた中間とりまとめ」

- 2023年度から新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）が施行開始されるため、一般送配電事業者はこれに向けた事業計画（5年間）を策定することが必要である。
- 制度開始当初である**第1規制期間（2023年度～2027年度）**においては、一括検討プロセスの結果等に基づく投資計画が主に織込まれることが想定されるが、これらの情報だけで、規制期間中の5年間、増強の必要性を全て予見するのに、十分とは考えにくい。そのため、**費用便益に基づく追加の投資計画が期待される**が、費用便益を考える上で前提となる利用ルール見直しの扱いなどについては、更に一定の議論が必要である。
- また、次の**第2規制期間（2028年度～2032年度）**においては、ノンファーム型接続が全国展開され、利用ルールが見直されている中で、一括検討プロセスではなく、**一定の費用便益の考え方を基に増強のための投資計画を策定することが基本となることが期待される**が、まずは利用ルール見直しの扱いを整理することが必要となる。
- この認識の下、**第1規制期間は、第2規制期間での本格適用を見据えて試行的に、電源等の意向を調査する仕組みで把握した情報等をベースに、まずは、空き容量の少ないローカル系統において、先着優先ルール下でノンファーム型接続が導入されたと仮定した費用便益評価を実施するべきである。**
- **具体的な費用便益評価方法は、増強費用と、増強により再エネの出力制御を回避することによる燃料費やCO2コストの削減等による便益を比較すること**を念頭に、ノンファーム型接続に必要なシステム費用等も考慮しつつ、ローカル系統における利用ルール見直しの進捗を踏まえながら、**引き続き精査を続けるべきである。**

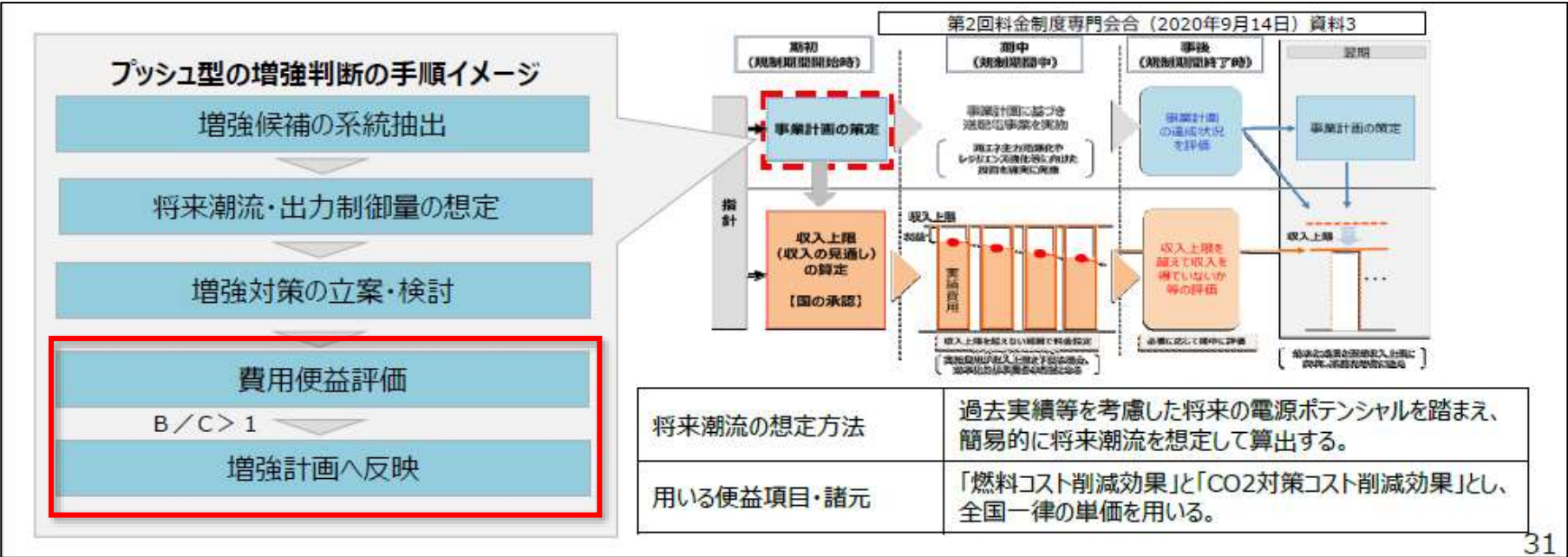
別紙 4 混雑緩和プロセスにおける増強工事の考え方

1. ローカル系統における増強規律について
2. 混雑緩和プロセスにおける増強工事の考え方について

- ローカル系統の増強は、2023年度に導入されたレベニューキャップ制度の下で、一般送配電事業者及び配電事業者は費用便益評価を行い、便益（B）が費用（C）を上回る場合（ $B/C > 1$ ）に、増強計画を策定し、自主的に実施することとなる。
- レベニューキャップ制度下において、一般送配電事業者及び配電事業者は5年間の規制期間における事業計画を策定することになっており、事業計画の策定に合わせて増強計画の検討が行われることとなる。

第35回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2021年9月7日）資料2 抜粋

ローカル系統の増強計画策定に係るプッシュ型の増強判断の方法



(参考) ローカル系統の増強規律

2021年9月「電力ネットワークの次世代に向けた中間とりまとめ」

- 2023年度から新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）が施行開始されるため、一般送配電事業者はこれに向けた事業計画（5年間）を策定することが必要である。
- 制度開始当初である**第1規制期間（2023年度～2027年度）**においては、一括検討プロセスの結果等に基づく投資計画が主に織込まれることが想定されるが、これらの情報だけで、規制期間中の5年間、増強の必要性を全て予見するのに、十分とは考えにくい。そのため、**費用便益に基づく追加の投資計画が期待される**が、費用便益を考える上で前提となる利用ルール見直しの扱いなどについては、更に一定の議論が必要である。
- また、次の**第2規制期間（2028年度～2032年度）**においては、ノンファーム型接続が全国展開され、利用ルールが見直されている中で、一括検討プロセスではなく、**一定の費用便益の考え方を基に増強のための投資計画を策定することが基本となることが期待される**が、まずは利用ルール見直しの扱いを整理することが必要となる。
- この認識の下、**第1規制期間は、第2規制期間での本格適用を見据えて試行的に、電源等の意向を調査する仕組みで把握した情報等をベースに、まずは、空き容量の少ないローカル系統において、先着優先ルール下でノンファーム型接続が導入されたと仮定した費用便益評価を実施するべきである。**
- **具体的な費用便益評価方法は、増強費用と、増強により再エネの出力制御を回避することによる燃料費やCO2コストの削減等による便益を比較すること**を念頭に、ノンファーム型接続に必要なシステム費用等も考慮しつつ、ローカル系統における利用ルール見直しの進捗を踏まえながら、**引き続き精査を続けるべきである。**

ローカル系統における費用便益評価の計算方法

- マスタープランにおいて用いられる費用便益評価は、全国大での広域メリットオーダーシミュレーションに基づき行われ、その便益に用いられる燃料費削減効果やCO2対策費削減効果の諸元は、電源種ごとに設定される。
- 他方、増強の影響する範囲が限定されるローカル系統の費用便益評価においては、持替え先の電源種を特定することが妥当ではないため、対象系統の実績潮流をベースに算出する出力制御量合計に対して便益諸元の単価を乗ずることで便益を計算することとしてはどうか。
- 具体的には、費用便益評価における便益の諸元を以下のとおりとしてはどうか。
 - ✓ **燃料コスト**は、持替え先の電源は市場価格相当のコストで発電しているとの仮定の下、至近のスポット市場価格とする
 - ✓ **CO2対策コスト**は、発電コスト検証に用いられたCO2価格に全電源平均のCO2排出係数を乗じたものとする
- なお、費用における増強コストについては、増強により裨益する部分は設備更新による部分から切り分けて評価することが適当であることから、評価算定期間内の年度ごとの現在価値から、**既設設備の更新費用を控除**した上で、算出することとしてはどうか。

※ 今後は、接続検討以外にも電源ポテンシャルを考慮に入れることも計画的な系統整備を進める観点からは有効であると考えられる。例えば、電源等開発動向調査の活用が考えられるが、当該調査結果のローカル系統への活用については第2規制期間を見据えながら今後検討していく。

5. 増強等の計画によるローカル系統の増強等に係る費用負担の在り方及び増強規律

(2) 増強規律

一定の増強規律の下で判断される増強等の計画に織り込まれることになるローカル系統は、接続検討の過去実績等を踏まえ、令和5年度から適用されるレベニューキャップ制度下で策定する増強等の計画の期間中に着工の可能性がある系統を基本として、費用便益評価を踏まえ、便益が費用を上回ることを確認されていることが必要である。また、ローカル系統については、毎年多数の増強等が行われている一方、増強等の影響する範囲が限定されるなど、基幹系統と異なる事情がある。このため、一般送配電事業者が増強等の計画を策定する際に用いる将来潮流の想定方法や費用便益評価の計算方法については、全国一律の方法¹⁹を用いることを基本とする。

ローカル系統における将来潮流の想定に当たっては、個々の系統の実態に即して、実績潮流や電源ポテンシャル等から将来潮流を想定することとする。その費用便益評価においては、持替え先の電源種を特定することが妥当ではないため、対象系統の実績潮流をベースに算出する増強により低減が見込まれる出力制御量合計に対して便益諸元の単価を乗ずることで便益を計算することとする。

19 なお、ここで示す考え方は、一定の増強規律の下で判断される増強等の計画策定に当たっての統一的な考え方のひとつとして、あくまで原則として示すものであり、個々の系統の実態や地域の事情等に照らして、他の方法により効率的な設備形成が可能であり、合理的な説明がなされる場合には、その方法を妨げるものではない。

1. ローカル系統における増強規律について
2. 混雑緩和プロセスにおける増強工事の考え方について

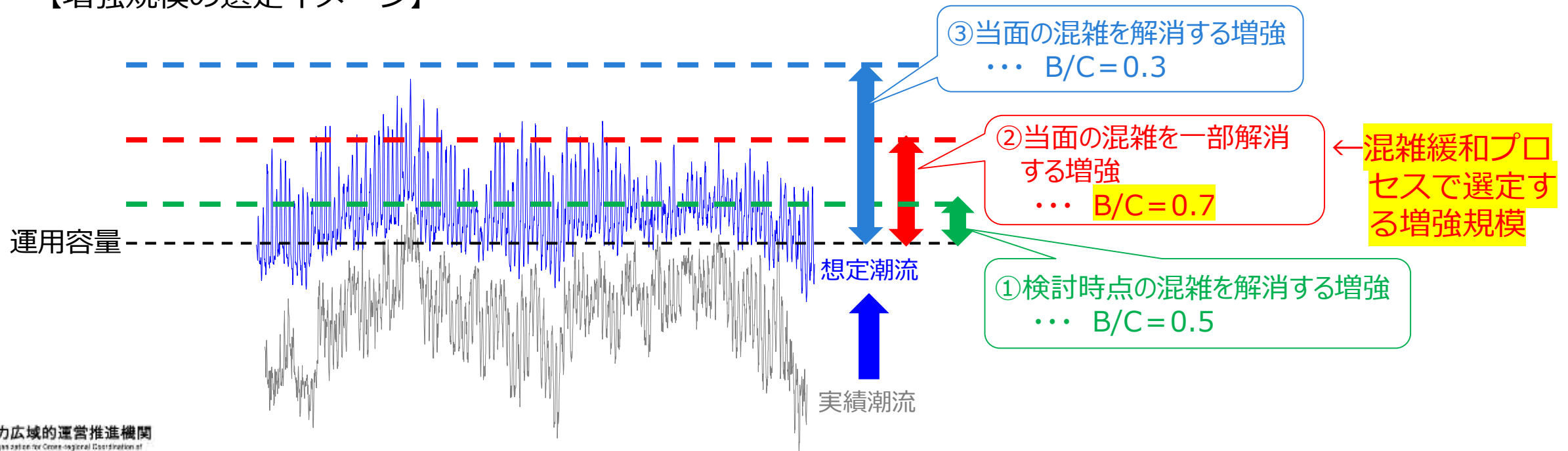
- 混雑緩和プロセスによる系統増強は、一般送配電事業者及び配電事業者の費用便益評価に基づく増強判断の結果、 $B/C < 1$ であったローカル系統に対して、混雑緩和希望者のニーズにより行うものであり、また、増強費用は混雑緩和希望者の特定負担が基本となることから、本プロセスによる系統増強においては、混雑緩和希望者ニーズを踏まえることが望ましい。
- 他方、ノンファーム型接続が原則となる中、基幹系統も含めた系統全体において混雑管理が行われ、事業者ニーズのみを踏まえた結果、一部のローカル系統のみを増強することは、**系統全体の効率的な設備形成を阻害するおそれがあり、また、事業者が期待する混雑緩和効果が十分に得られない可能性もある。**このため、本プロセスにおける増強工事は、**系統状況や増強・改修計画との整合も勘案しながら、一般送配電事業者及び配電事業者が選定することが**適当である。
- 以上を踏まえ、本プロセスにおける増強工事の考え方としては、混雑緩和希望者のニーズ及び系統全体の効率的な設備形成を考慮し、増強費用が一般負担か混雑緩和希望者の特定負担かに関わらず、一般送配電事業者及び配電事業者が**増強規律に基づき検討した系統増強案のうち、 B/C がより高い増強規模(スペック)・増強区間を選定**することを基本とする。

※ 第66回 広域系統整備委員会（2023年2月14日）資料2 抜粋
系統全体の効率的な設備形成を阻害しないこと前提として、一送が系統状況や増強・改修の既計画との整合性等も勘案して増強内容を検討

※ 第52回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2023年6月21日）資料2 抜粋
ローカルノンファーム導入によるメリットを毀損しないことを前提に、費用便益評価に基づく効率的な設備形成を補完するもの

- 下図のような実績潮流において運用容量を超過して混雑が発生している送変電設備における増強規模（スペック）としては、例えば、以下のような複数の案が考えられる。
 - ① 検討時点の混雑を解消する増強：検討時点の混雑に対して、混雑の解消が見込まれる規模の増強
 - ② 当面の混雑を一部解消する増強：当面の潮流増加を考慮した想定潮流に対して、一部混雑を解消する規模の増強
 - ③ 当面の混雑を解消する増強：当面の潮流増加を考慮した想定潮流に対して、混雑の解消が見込まれる規模の増強
- 混雑緩和プロセスでは、混雑緩和希望者のニーズ及び系統全体の効率的な設備形成を考慮する結果として、一般送配電事業者及び配電事業者が増強規律に基づき検討した複数案の中から、B/Cがより高い増強規模を選定する。

【増強規模の選定イメージ】



別紙5「一般送配電事業者が受益すると評価できる範囲」が明確である事例

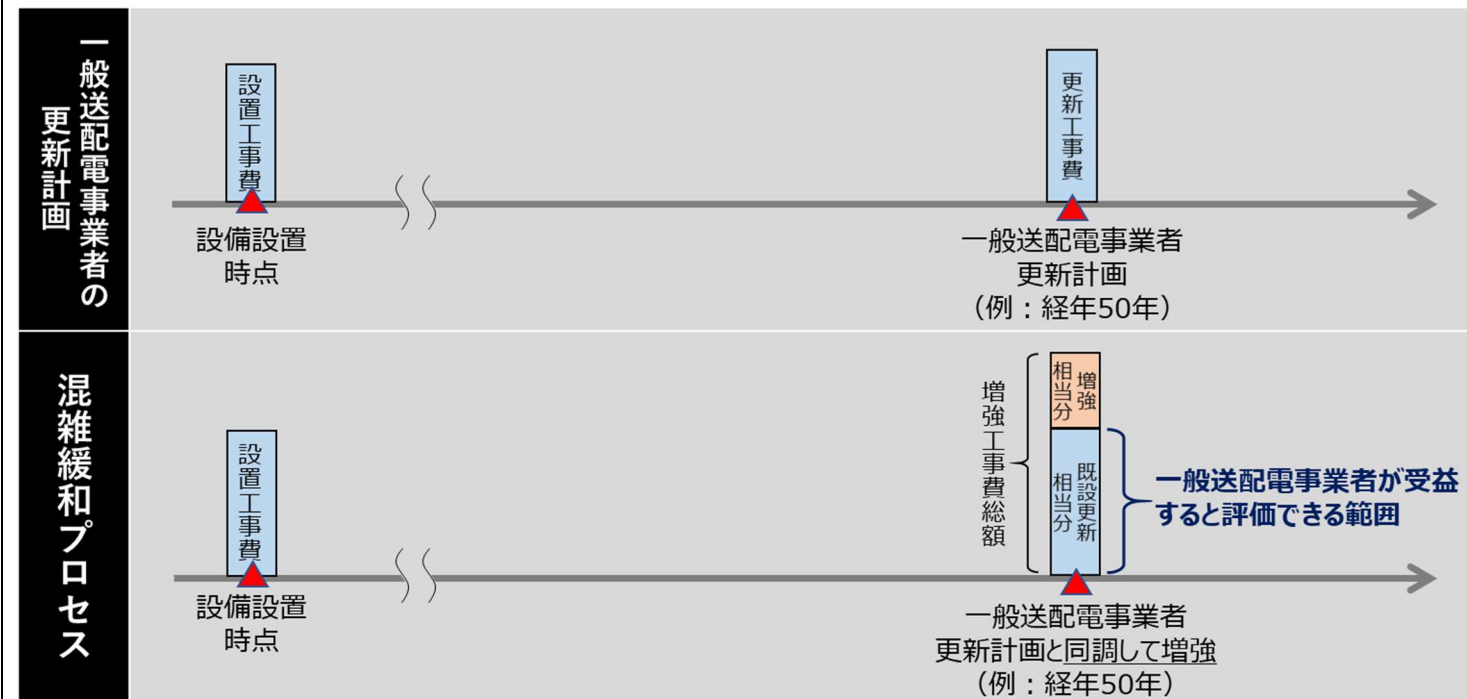
『発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針(資源エネルギー庁)』において、混雑緩和プロセスによる増強費用は、当該混雑緩和プロセスに参加する電源の特定負担を基本としているが、混雑緩和プロセスによる増強を一般送配電事業者及び配電事業者の設備更新と同調する場合など、「一般送配電事業者が受益すると評価できる範囲」が明確である場合には特定負担及び一般負担を算出¹することとされている。

「一般送配電事業者が受益すると評価できる範囲」が明確である事例を以下のとおり示す。

「一般送配電事業者が受益すると評価できる範囲」が明確である事例

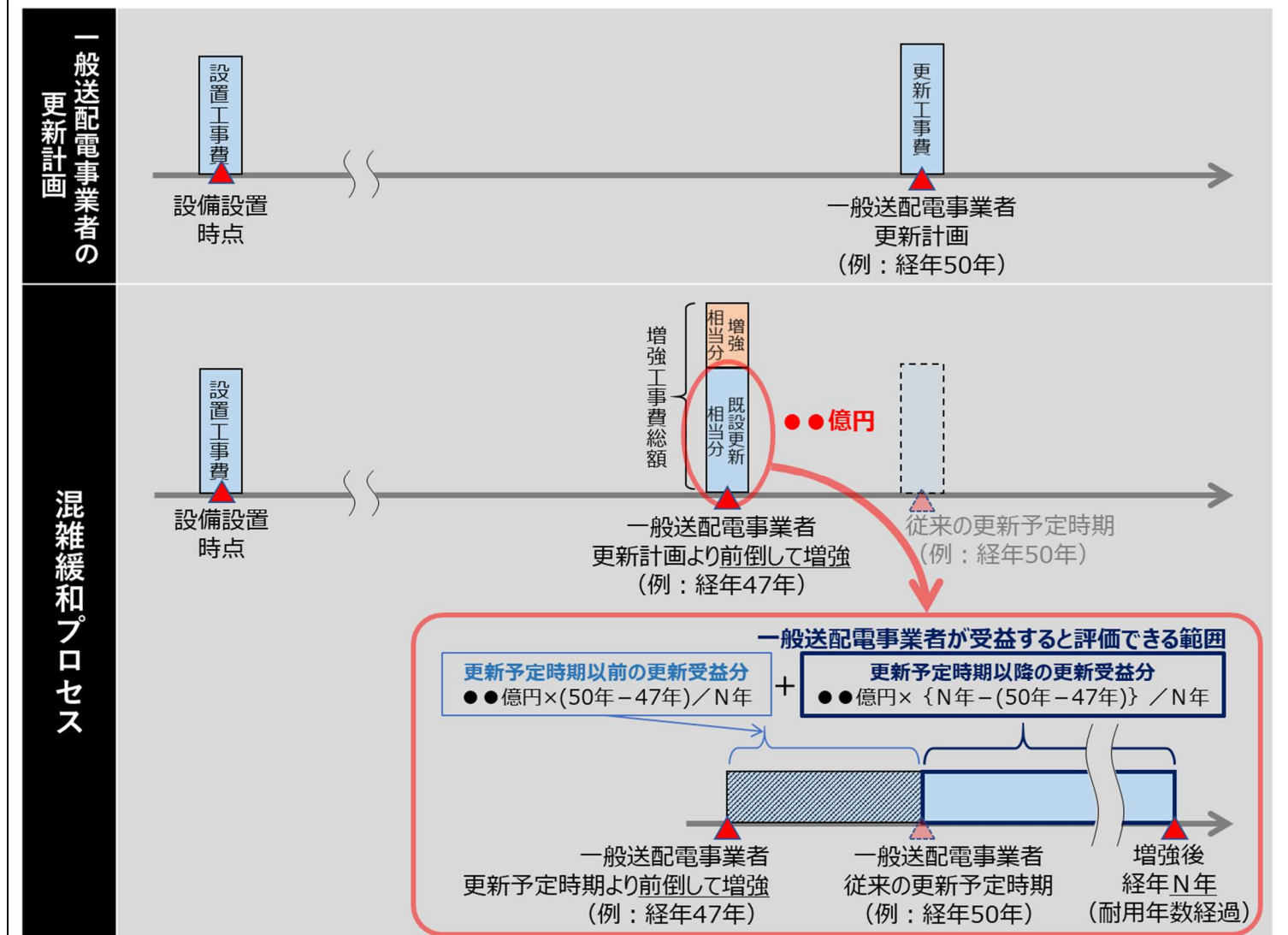
＜事例1＞更新計画の時期と同調して混雑緩和プロセスによる増強を行う場合

一般送配電事業者及び配電事業者の更新計画がある設備について、混雑緩和プロセスによる増強時期を一般送配電事業者及び配電事業者の更新計画と同調する場合、既設更新相当分の費用は「一般送配電事業者が受益すると評価できる範囲」とする。



＜事例2＞更新計画の時期より前倒して混雑緩和プロセスによる増強を行う場合

一般送配電事業者及び配電事業者の更新計画がある設備について、一般送配電事業者及び配電事業者の更新計画における更新予定時期より前に、混雑緩和プロセスによる増強を前倒して実施する場合²、既設更新相当分の費用のうち、従来の更新予定時期からプロセスによる増強後耐用年数(N年)経過するまでの期間(従来の更新予定時期～増強後耐用年数N年)に相当する部分の費用は「一般送配電事業者が受益すると評価できる範囲」とする。



1. 一般負担として算出された費用のうち、混雑緩和プロセスによる送変電等設備の増強により混雑が緩和される規模(運用容量の増加量)に照らして著しく多額と判断される基準額を超えた額については、同プロセスに参加する電源の特定負担となる。基準額については、「一般負担の上限額×運用容量の増加量」にて計算される。
2. 一般送配電事業者及び配電事業者の更新予定時期と同調して混雑緩和プロセスによる増強を行うことを基本とし、更新予定時期より前倒して混雑緩和プロセスによる増強を行う場合は、一般送配電事業者及び配電事業者と協議の上、対応可能な範囲での前倒しとする。

別紙6 負担可能上限額の最低値の考え方（例：募集実施時におけるイメージ）

- 混雑緩和プロセス（以下、「プロセス」という）の開始申込み時又は応募申込み時に混雑緩和希望者等が申告する負担可能上限額には、プロセス成立の蓋然性を高くする目的から、最低値を設定する。
- 負担可能上限額の最低値は、プロセス募集対象エリアにおけるプロセス参加資格を有する全事業者（増強系統の下位系統に接続する高圧以上の全てのノンファーム型接続の事業者※）がプロセスに参加した場合の特定負担額とする。 ※基幹系統のみノンファーム型接続の事業者は対象外
- 負担可能上限額は、負担可能上限額の最低値以上の額とする必要がある。負担可能上限額の最低値は、プロセスの開始申込みを行う混雑緩和希望者は概要検討回答書、応募を行う混雑緩和希望者は募集開始時に公表する内容等を確認の上、負担可能上限額を申告する。
- なお、申告された負担可能上限額が負担可能上限額の最低値を下回る場合は、再申告する必要がある。

【負担可能上限額の最低値の算出式】（注 個々の混雑緩和希望者毎に算出）

負担可能上限額の最低値＝

一般負担控除後の工事費
(特定負担分)

×

混雑緩和希望者等の
最大受電電力（●MW）

プロセス参加資格を有する全事業者の
最大受電電力の総和（▲▲MW）

：増強区間における単価を示しており、一般負担控除後の工事費（特定負担分）を
プロセス参加資格を有する全事業者最大受電電力の総和で除した額である。

【負担可能上限額の最低値算定例（A事業者の場合）】

Ⓜ

：混雑緩和希望者等

Ⓜ

：プロセス不参加の事業者

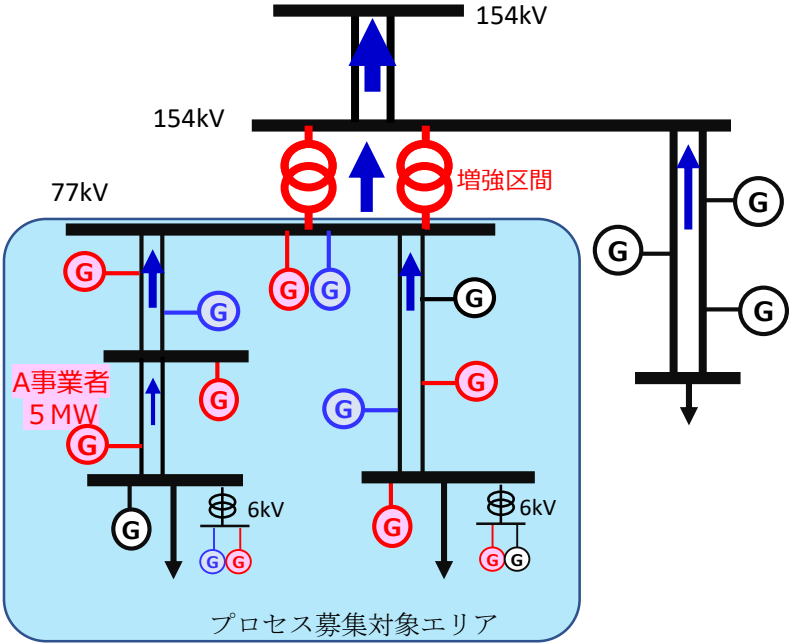
ΣⓂ+ΣⓂ

：プロセス募集対象エリアにおける
プロセス参加資格を有する全事業者

Ⓜ

：プロセス対象外の事業者
(ファーム型接続電源又はプロセス対象エリア外の事業者)

増強区間の一般負担控除後の工事費（特定負担分）	100 百万円
A事業者	5 MW
プロセス募集対象エリアにおける プロセス参加資格を有する全事業者 の最大受電電力の総和	75 MW
増強区間における単価	100／75 百万円/MW



A事業者の負担可能上限額の最低値

=100百万円／75MW × 5MW

=6.6百万円

【留意事項】

- プロセス参加資格を有する全ての事業者が応募申込みを行わないことも想定される。この場合、負担可能額上限値の最低値と同額を申告した追加混雑緩和希望者は、応募を受け付けた結果における工事負担金が負担可能上限申告額を超過し、当該追加混雑緩和希望者は辞退扱いとなるため、負担可能上限値の最低値を超える負担可能上限額の申告が必要となる可能性も考慮の上、申告する負担可能上限額についてご検討ください。

別紙 7 混雑緩和プロセスの開始時及び募集開始時に公表する内容について

(1) 混雑緩和プロセスの開始時に公表する内容について

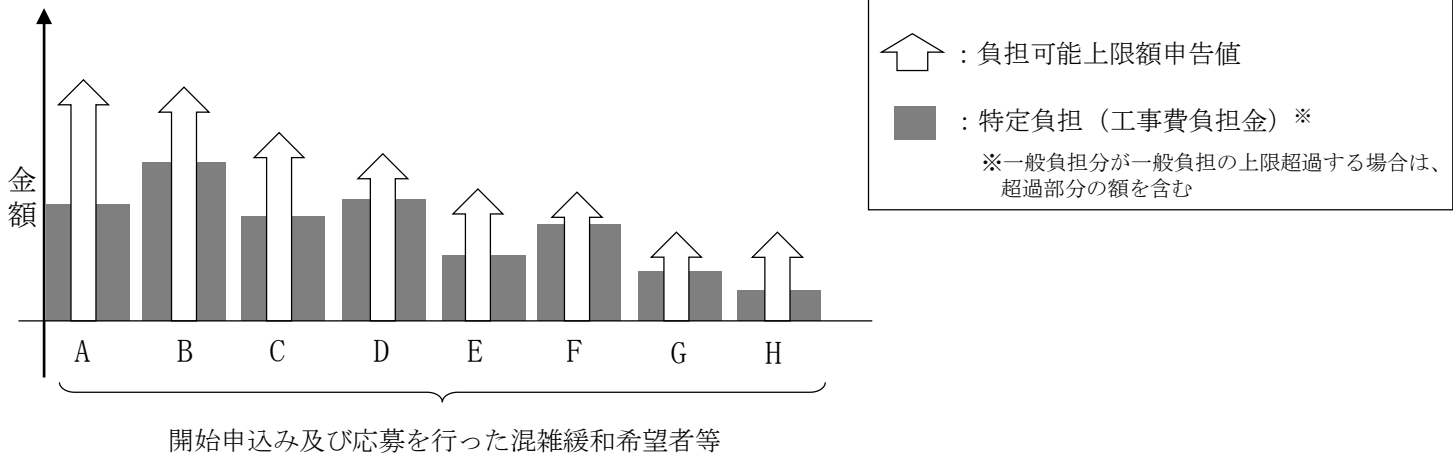
項 目	内 容
開始情報	① 開始年月日（開始申込み受付日） ② 募集の有無
増強工事概要	③ 増強対象設備（送電線、変圧器等） ④ 運用容量（増強前容量） ⑤ 増強工事の概要 ⑥ 運用容量（増強後容量）
スケジュール	⑦ 応募受付開始～工事費負担金補償契約締結までの期間 （ただし、募集無しの場合は公表不要とする） ⑧ 詳細検討開始～プロセス完了までのスケジュール

(2) 混雑緩和プロセス募集開始時に公表する内容について

項 目	内 容	備考
開始情報	① 開始年月日（開始申込み受付日）	
増強工事概要	② 増強対象設備（送電線、変圧器等） ③ 運用容量（増強前容量） ④ 増強工事の概要 ⑤ <u>増強工事の工事費用・工期</u> ⑥ 運用容量（増強後容量） ⑦ <u>増強対象設備の混雑状況</u> ⑧ <u>負担可能上限額の最低値に関する情報</u>	・ 開始公表時から <u>追加となる項目は下線にて表示</u>
募集情報	⑨ <u>募集対象エリア（市町村）</u> ⑩ <u>受付期間（応募受付開始日～締切日）</u> ⑪ <u>概要検討結果に関する情報の提供について</u>	・ 開始公表時から <u>追加となる項目は下線にて表示</u>
スケジュール	⑫ 応募受付開始～プロセス完了までのスケジュール	

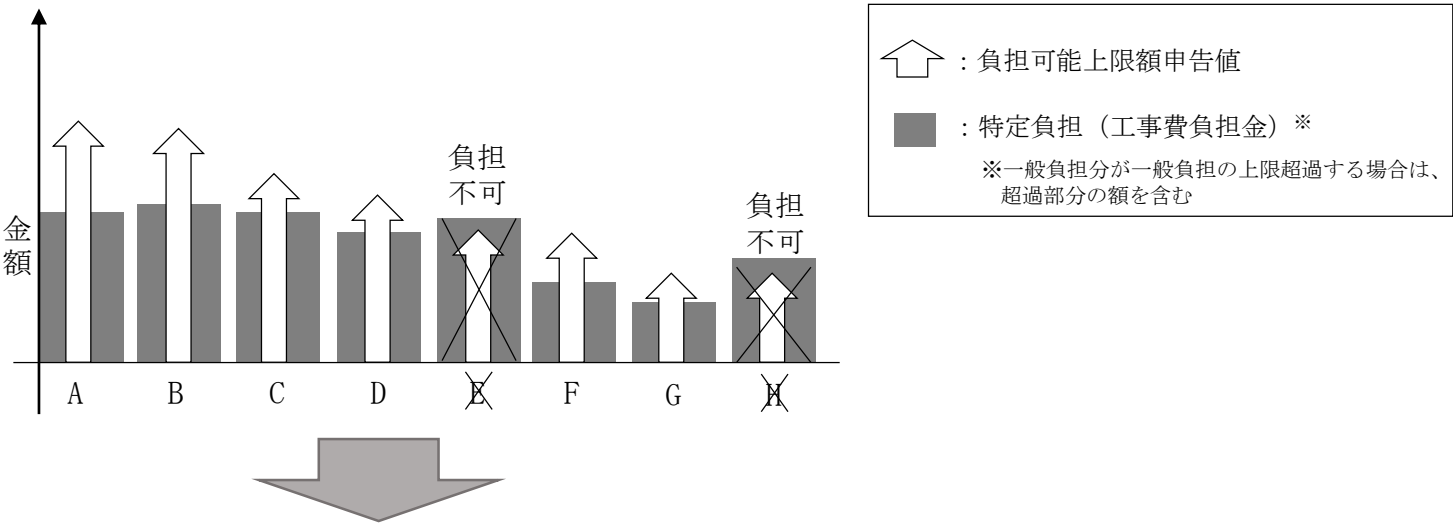
【ケース 1】全員の工事費負担金が負担可能上限額以内の場合

- 工事費負担金算定の結果、全ての混雑緩和希望者等の工事費負担金が負担可能上限額以内となった。
⇒工事費負担金算定を完了とし、募集結果を通知する。

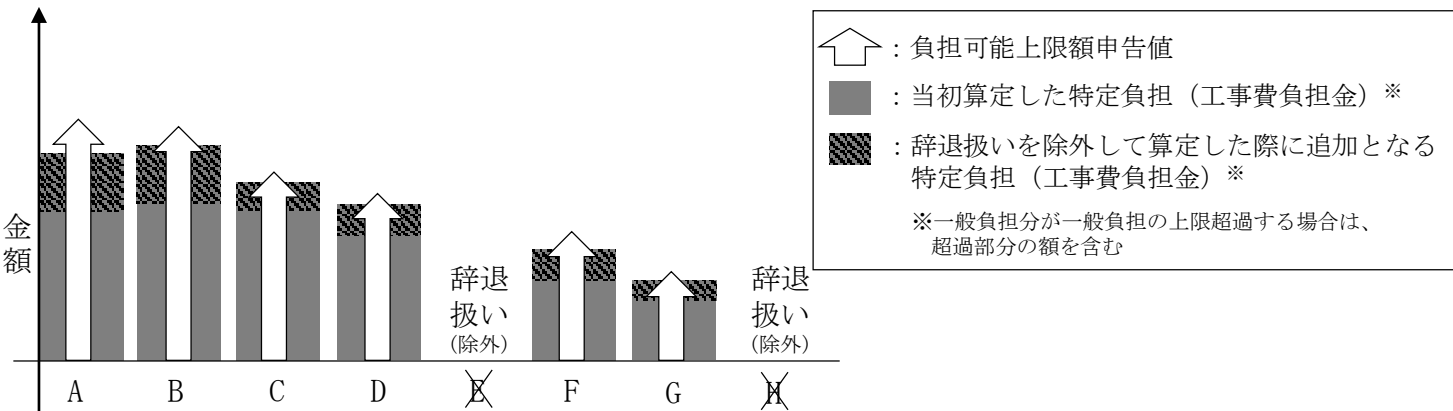


【ケース 2 - 1】一部の混雑緩和希望者等の工事費負担金が、申告した負担可能上限額を超過する場合

- 工事費負担金算定の結果、混雑緩和希望者等 E、H の工事費負担金が負担可能上限額を超過した。
⇒混雑緩和希望者等 E、H を辞退扱いとする。

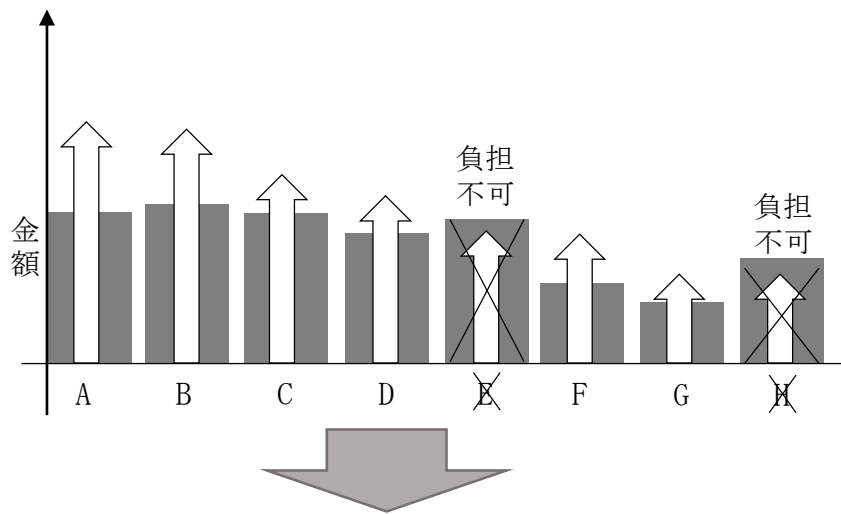


- 辞退扱いとなった混雑緩和希望者等 E、H を除外し、残りの混雑緩和希望者等（A～D、F～G）で改めて工事費負担金算定を実施する。
⇒残りの混雑緩和希望者等（A～D、F～G）の工事費負担金が負担可能上限額以内であればその検討結果を通知する。
⇒通知の際、混雑緩和希望者等 E、H には、工事費負担金が負担可能上限額を超過したことにより辞退扱いになった旨を通知する。



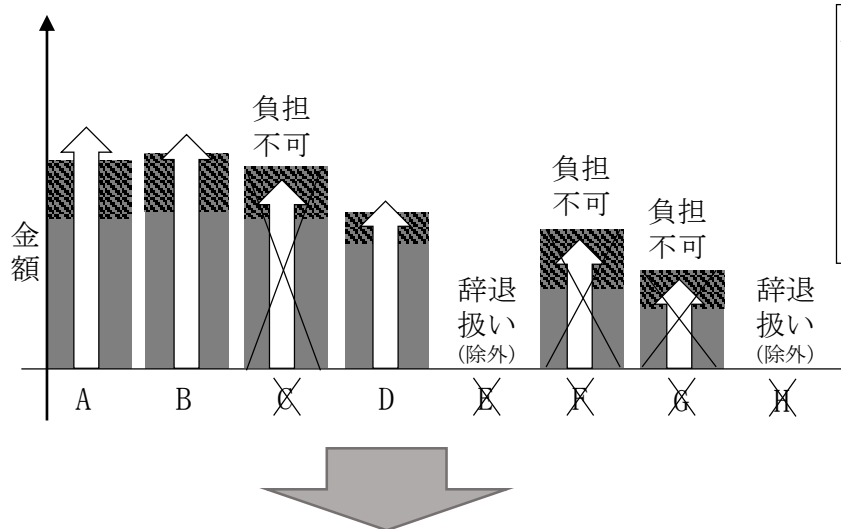
【ケース２－２】一部の混雑緩和希望者等の工事費負担金が、申告した負担可能上限額を超過する場合
(プロセス不成立となるケース)

- 工事費負担金算定の結果、混雑緩和希望者等E、Hの工事費負担金が負担可能上限額を超過した。
⇒混雑緩和希望者等E、Hを辞退扱いとする。



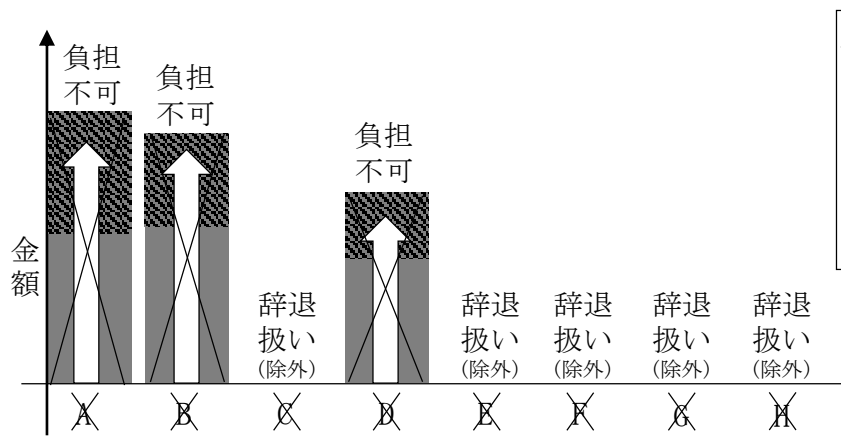
↑ : 負担可能上限額申告値
■ : 特定負担 (工事費負担金) ※
※一般負担分が一般負担の上限超過する場合は、超過部分の額を含む

- 辞退扱いとなった混雑緩和希望者等E、Hを除外し、残りの混雑緩和希望者等(A～D、F～G)で改めて工事費負担金算定を実施した結果、混雑緩和希望者等C、F、Gの工事費負担金が負担可能上限額を超過した。
⇒混雑緩和希望者等C、F、Gを辞退扱いとする。



↑ : 負担可能上限額申告値
■ : 当初算定した特定負担 (工事費負担金) ※
▨ : 辞退扱いを除外して算定した際に追加となる特定負担 (工事費負担金) ※
※一般負担分が一般負担の上限超過する場合は、超過部分の額を含む

- 辞退扱いとなった混雑緩和希望者等C、F、Gを除外し、残りの混雑緩和希望者等(A、B、D)で改めて工事費負担金算定を実施する。
⇒残りの混雑緩和希望者等(A、B、D)の工事費負担金が負担可能上限額を超過した。
全ての混雑緩和希望者等に、工事費負担金が負担可能上限額を超過したことにより辞退扱いになった旨を通知する。



↑ : 負担可能上限額申告値
■ : 当初算定した特定負担 (工事費負担金) ※
▨ : 辞退扱いを除外して算定した際に追加となる特定負担 (工事費負担金) ※
※一般負担分が一般負担の上限超過する場合は、超過部分の額を含む

- 全ての混雑緩和希望者等が辞退扱いとなり、プロセスを不成立として完了する。